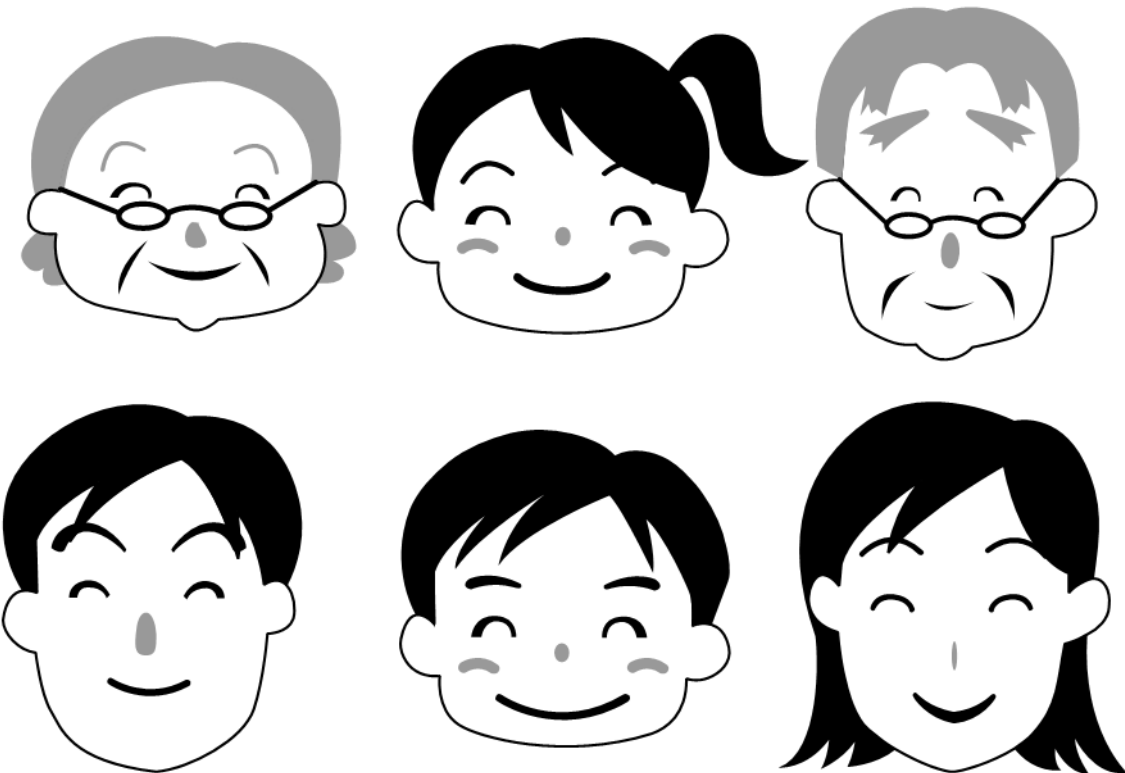


第3次

御坊市男女共同参画プラン

誰もが笑顔でつながり 活力あふれるまち

ごぼう



令和6年（2024年）3月

御 坊 市

はじめに



昨今、急速に進む少子高齢化やそれに伴う人口減少により人口構成や世帯構成が大きく変わりつつあります。また、頻発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症などで人々の生活や社会経済、さらには私たち一人ひとりの意識や価値観にまで大きな影響を及ぼしています。

そのような中、持続可能な地域社会を構築していくためには、一人ひとりが互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となつてまいります。

本市では、平成 26 年度（2014 年度）に策定しました「第 2 次御坊市男女共同参画プラン」によりそれら施策を推進してきましたが、社会情勢の変化や価値観の多様化、また本市が抱える課題やニーズを踏まえたプランに見直すため、市民の皆様方にアンケート調査に御協力いただき、これまでの成果を検証し、そこから見えてきた課題等を解決するため、令和 6 年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 10 年間の計画期間とする『第 3 次御坊市男女共同参画プラン』を策定しました。

今後とも一人ひとりが自分らしく輝く社会の形成をめざし、市民や企業・関係団体の皆様方と連携を図りながら、スローガンに掲げた「誰もが笑顔でつながり 活力あふれるまち ごぼう」の実現のため取り組んでまいりますので、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、熱心に御審議いただきました御坊市男女共同参画プラン策定委員の皆様方をはじめ、アンケート調査に御協力いただきましたすべての方々に心から感謝申し上げます。

令和 6 年（2024 年）3 月

御坊市長 三 浦 源 吾

<目 次>

第1章 計画策定の概要.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ・期間	4
3. 計画の策定体制等	5
第2章 御坊市を取り巻く現状	7
1. 統計でみる男女共同参画の現状	7
2. 意識調査からみる現状と課題	15
3. 第2次プランの取組内容からみる課題	25
4. 現状と課題からみる今後の方向性	35
第3章 プランの基本的な考え方	38
1. 基本理念と基本目標	38
2. 施策体系	41
第4章 プランの展開	43
基本目標1 地域社会全体での男女共同参画意識の確立	43
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画推進（女性活躍推進計画）	47
基本目標3 ライフステージに応じた健康生活支援	50
基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり	51
基本目標5 あらゆる暴力の防止と根絶（DV防止基本計画）	53
第5章 推進体制	55
1. プランの推進体制	55
2. プランの進行管理	56
3. 数値目標の設定	57
参考資料	58
1. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会条例	58
2. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	59
3. 計画の策定経過	60
4. 用語解説	61

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

（１）男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です（男女共同参画社会基本法第2条）。

（２）男女共同参画社会を取り巻く近年の主な動向（国・県）

①国の動向

わが国では、昭和50年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、10年間の長期的な施策の方向性が示されました。

平成13年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を施行しました。平成17年には「第2次男女共同参画基本計画」を策定、平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定、平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、施策の推進を図りました。「DV防止法」は平成26年まで3回に渡り法改正を行い、身体だけでなく精神的暴力も含め、対象も配偶者だけでなく元配偶者や交際相手からの暴力まで拡大しました。

平成27年には、女性が職業生活において希望に応じ十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」を制定、あらゆる分野における女性の活躍等を盛り込んだ「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、施策の推進を図りました。

令和2年には、労働施策総合推進法（「パワハラ防止法」）を改正し、職場におけるパワーハラスメント防止措置を義務化し、性的指向・性自認に係るハラスメント（侮辱やアウンティング）もパワーハラスメントに該当する旨を明記しました。また、同年には「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、誰もが性別を意識せず活動し、指導的地位にある人々の性別に偏りがいない社会を目標とし、施策の推進を図りました。

令和4年には、議員立法で「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」を制定し、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性に対する支援の枠組みを構築しました（令和6年4月施行）。

＜世界的な潮流＞

男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有しています。平成 27 年に国連にて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国際社会が一致して取組を進めています。

このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標（SDG s）」は、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）から構成され、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現をめざすものです。

その中の目標の 1 つとして「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワメント」が掲げられ、さらに、この目標 17 の目標全ての達成において必要不可欠であると、その重要性が明示されています。



②和歌山県の動向

和歌山県では、平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 14 年に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにしました。この条例に基づき、平成 15 年に「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、「和歌山県男女共同参画基本計画」は第 2 次～第 4 次と改定が進められ、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的に推進してきました。

令和 4 年 3 月に「和歌山県男女共同参画基本計画（第 5 次）」を策定し、男女共同参画を具体的に推進するとともに、女性の活躍を推進するため、①「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」、②「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」、③「男女がともに活躍する社会づくり」の 3 つの施策の方向を定めています。

また、男女ともに公正な採用・登用・育成や働きやすい職場環境の整備に率先して取り組む企業等を「女性活躍企業同盟」として組織化し、働きたい方が安心して働くことができる環境整備を促進しています。今後も、県民や事業者、県内各市町村との連携・協働のもと、取組を推進していくこととしています。

（３）計画策定の必要性

「第２次御坊市男女共同参画プラン」（以下「第２次プラン」という。）策定後、市民意識調査の結果等から、男女共同参画推進への意識は高まってきているものの、男女が平等でなく、男性優遇と考える市民が多いという状況が変わっていないなど、依然として存在する課題に加え、少子高齢化に伴う人口減少や家族形態やライフスタイルの多様化、経済のグローバル化などの課題もあります。

また、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用へ大きな影響を与えていますが、働き方や生活様式の見直しなどがあり、これからの新たな男女共同参画社会の実現に向けた契機と捉えることも可能です。

こうした中で、男女共同参画社会への積極的な推進をより図るため、これまで以上に性別や年代、職業、居住地域等を問わず、男女共同参画に関する意識醸成を図り、計画的に施策を推進する必要があり、また、「第２次プラン」の計画期間が令和５年度末で終了することから、「第２次プラン」を改定する形で「第３次御坊市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

本プランでは、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、市民・行政・地域・市民活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていけるものとしします。

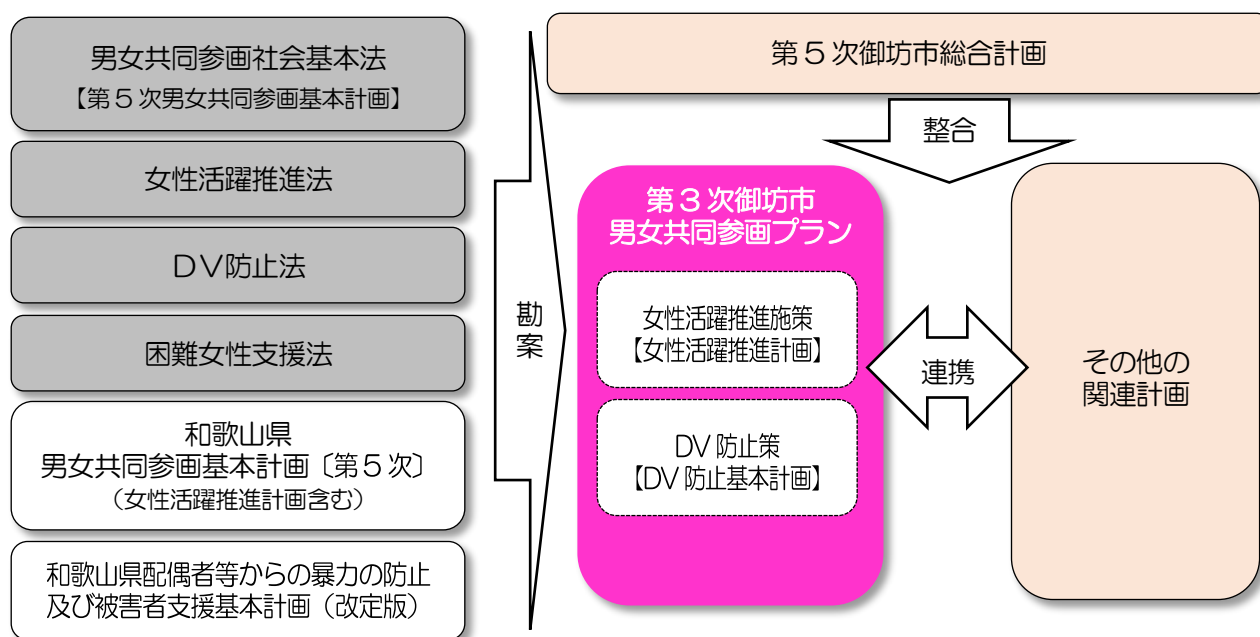
2. 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画であり、御坊市が取り組むべき具体的な施策を示すものです（※「第5次男女共同参画基本計画」（国）及び「和歌山県男女共同参画基本計画〔第5次〕」（和歌山県）の基本的な方針等を勘案する）。

また、本プランを「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」、「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」第 2 条の 3 第 3 項に規定される「市町村基本計画」として盛り込みます。加えて、「困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）」第 8 条第 3 項に規定される「市町村基本計画」については、政策的に関連の深い DV 防止策と一体化したものとします。

なお、第5次御坊市総合計画の部門別計画であるとともに、他の個別計画との連携を図るものとします。



(2) 計画の期間

本プランの期間は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とします。また、国内外情勢の動向や社会状況の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを実施していきます。

令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
第2次御坊市男女共同参画プラン					第3次御坊市男女共同参画プラン									

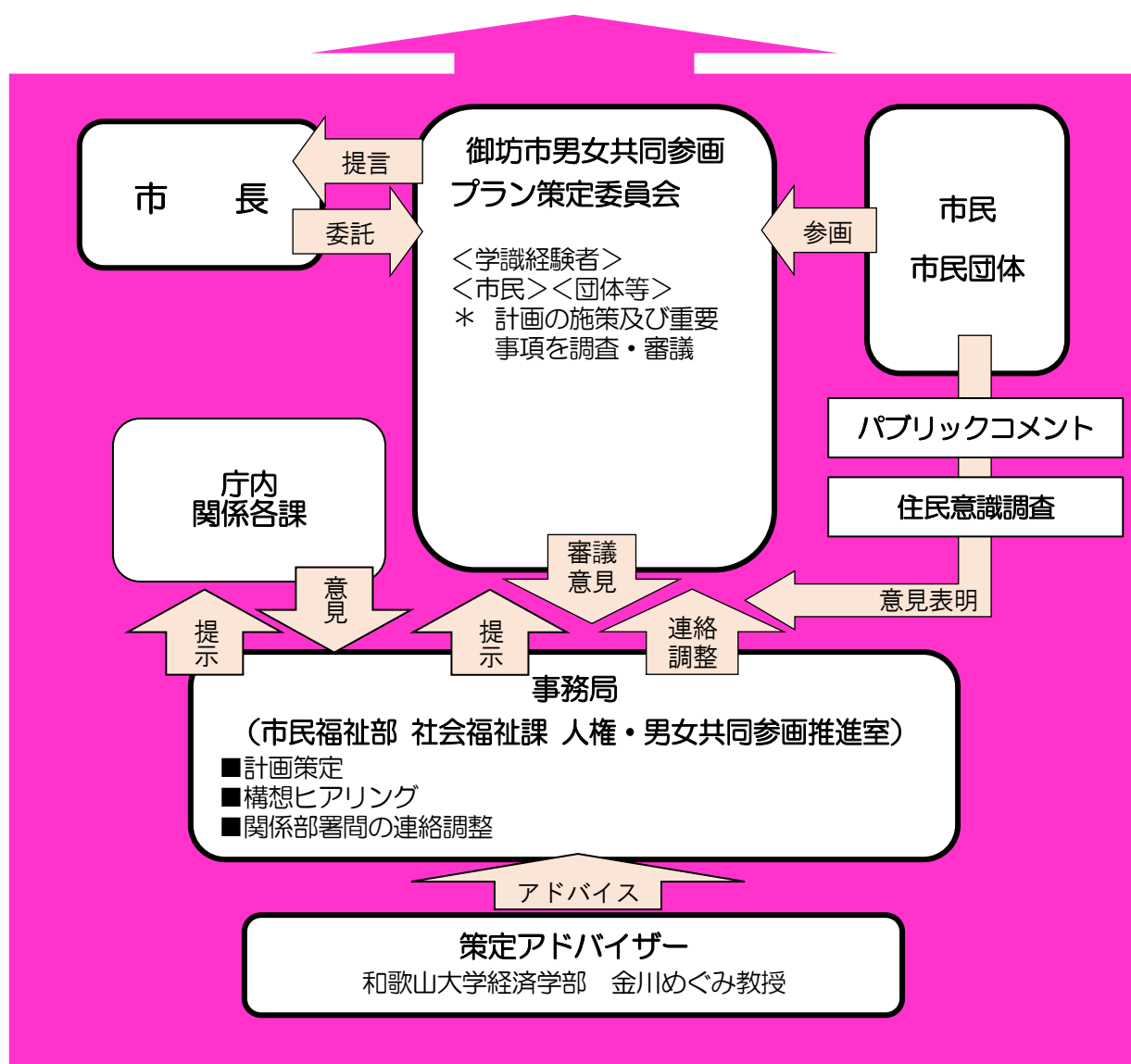
3. 計画の策定体制等

(1) 策定体制

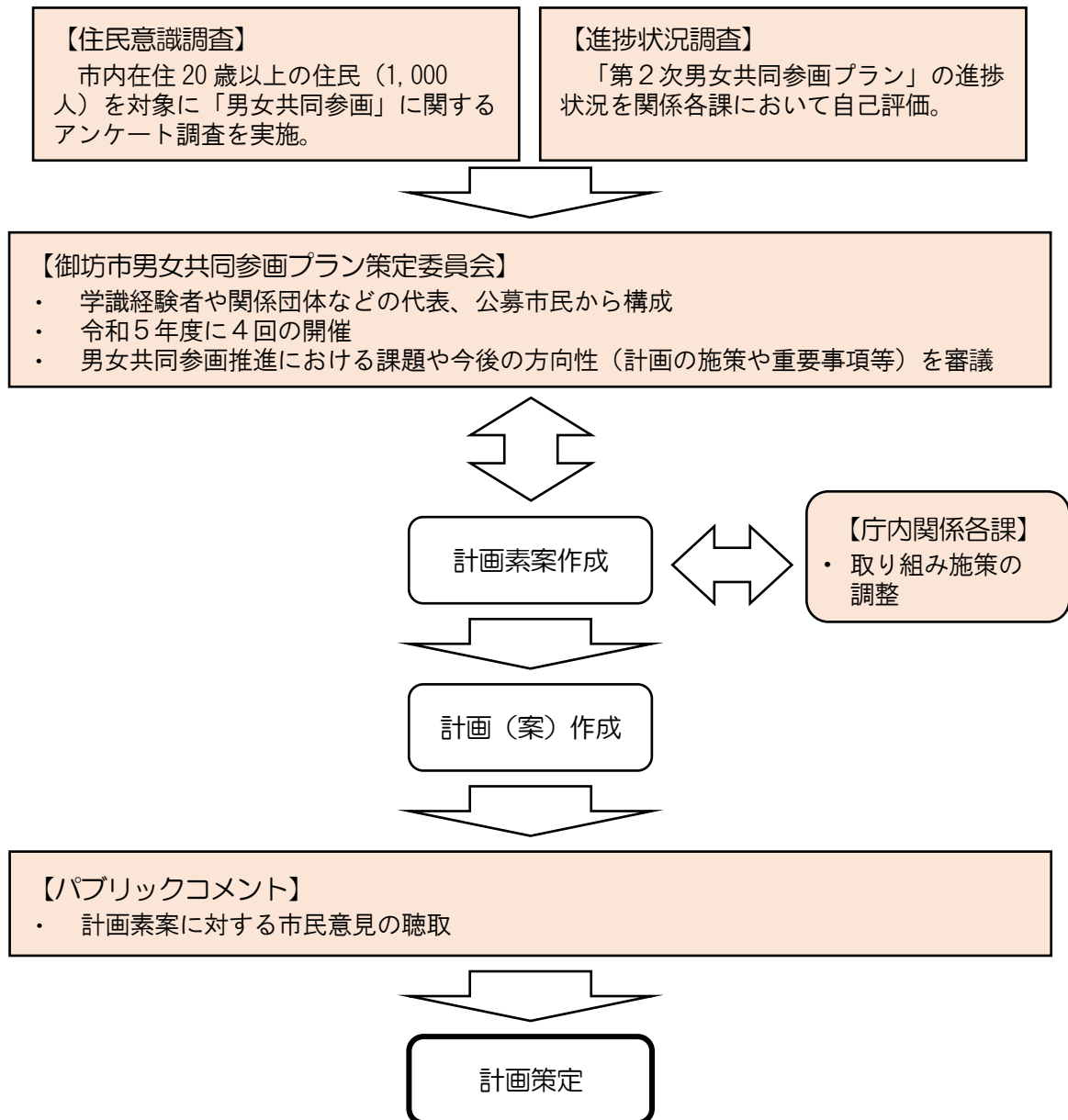
本プランの策定にあたっては、令和5年度に住民意識調査「男女共同参画社会に関する調査」を実施し、御坊市の男女共同参画に関する市民の意識及び実態を把握しました。

また、「御坊市男女共同参画プラン策定委員会」(学識経験者をはじめ、関係機関代表者、各種団体の代表者、公募市民などで構成)において計画案の内容を審議しました。

御坊市 男女共同参画プラン



(2) 策定の流れ



第2章 御坊市を取り巻く現状

1. 統計でみる男女共同参画の現状

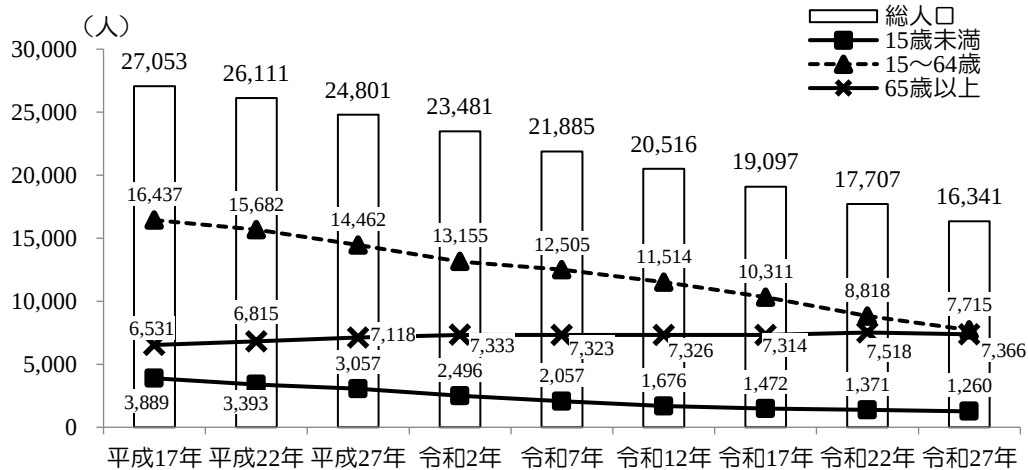
(1) 人口の推移等

【人口推移と長期推移】

御坊市の人口は減少傾向にあり、令和2年には23,481人となっており、人口減少が進んでいる状況にあります（住民基本台帳による令和5年10月末時点では21,634人です）。

将来人口推計における年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口（15歳未満）は減少傾向であるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、高齢化が一層加速する見込みとなっています。

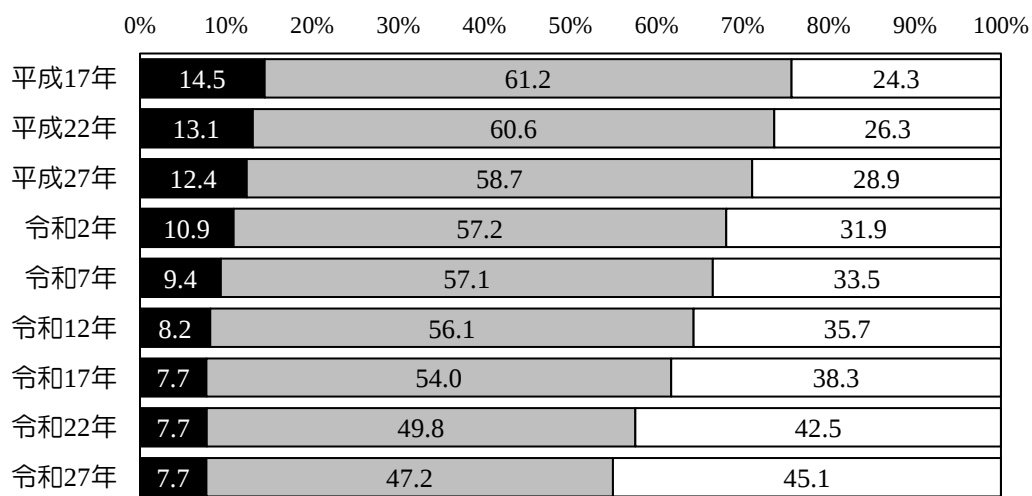
◆長期人口推移



注）平成17～令和2年は実績値、令和7年以降は推計値

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計（令和5年推計）

◆年齢3区分別人口構成比の推移



■年少人口（15歳未満） □生産年齢人口（15～64歳） □高齢者人口（65歳以上）

注）平成17～令和2年は「年齢不詳」を除く構成比

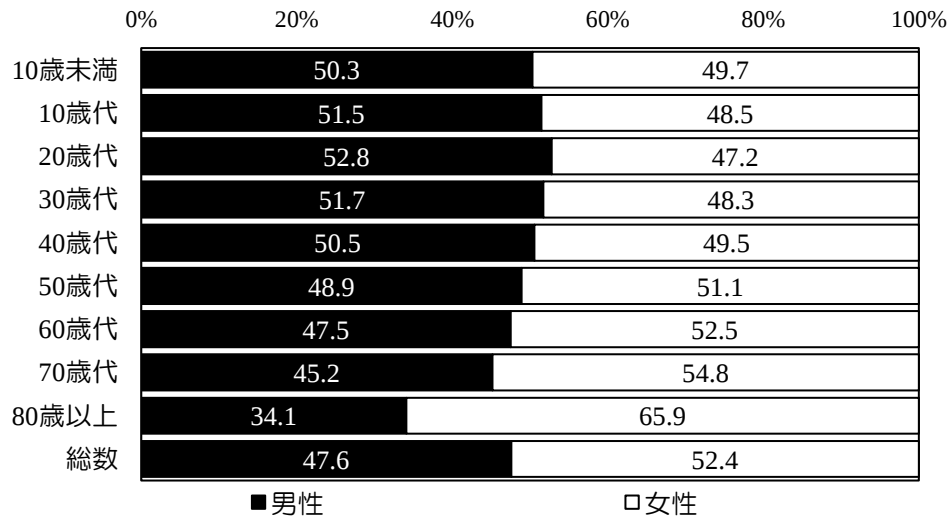
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計（令和5年推計）

【年齢別男女人口】

人口の男女構成比をみると、女性の割合が男性の割合を上回っており、令和5年10月末時点では女性が52.4%、男性が47.6%となっています。

年代別でみると、40代までは男性が多く、50代以降は女性が多くなっています。

◆年齢別男女比



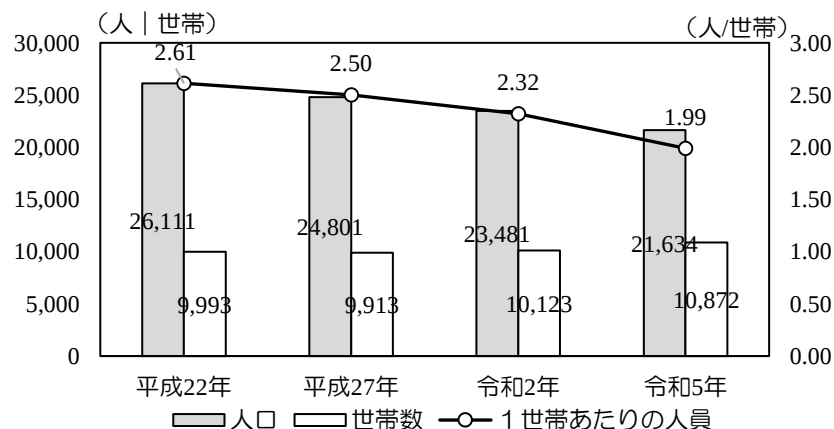
出典：住民基本台帳

【世帯の状況】

世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたり人員は減少傾向にあります。令和5年10月末時点の1世帯あたり人員は1.99人です。

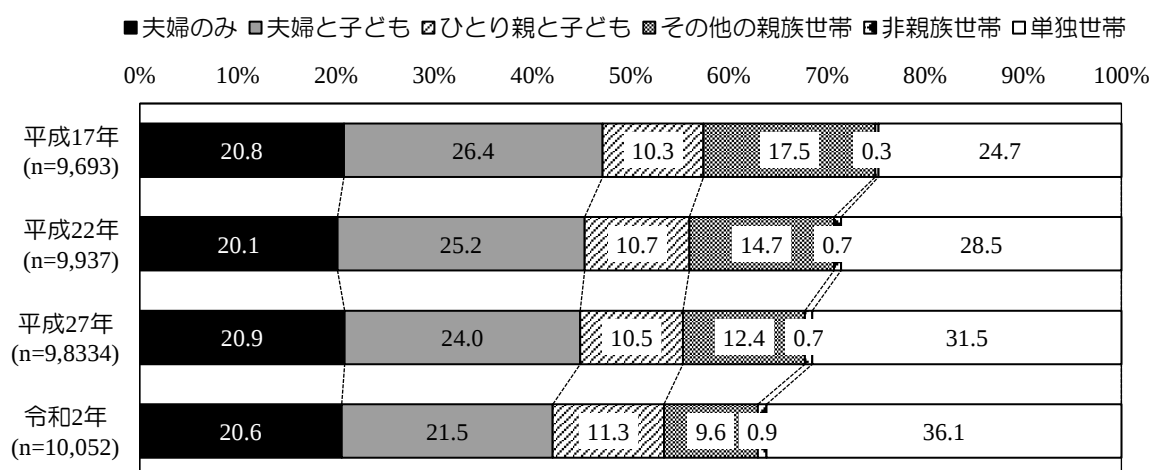
一般世帯の家族類型比率の推移をみると、単独世帯の割合は増加を続けており、令和2年では全体の約4割弱となっています。核家族世帯（夫婦のみ・夫婦と子供・ひとり親と子供の世帯）については平成17年から平成27年にかけて5割台後半を占めていますが、令和2年では5割台前半となっています。近年では、ひとり親と子どもからなる世帯、単独世帯の割合が徐々に増加していることがわかります。

◆世帯数の状況



出典：国勢調査、住民基本台帳

◆一般世帯の家族類型比率



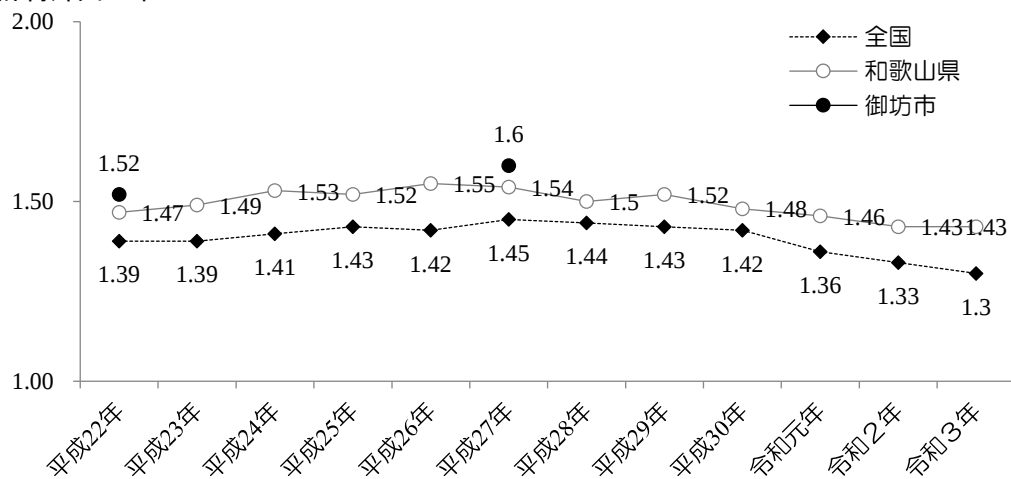
注) 世帯類型「不詳」を除いて算出

出典：国勢調査

【合計特殊出生率の推移】

御坊市の合計特殊出生率（平成 25～29 年）は 1.60 であり、平成 22 年以降、全国及び和歌山県を上回っています。しかし、全国、和歌山県、御坊市とも、人口を維持するために必要とされる 2.08 を大きく下回る状態が続いています。

◆合計特殊出生率



注) 御坊市は 5 ヶ年単位（平成 20 年～24 年、平成 25～29 年）での数値

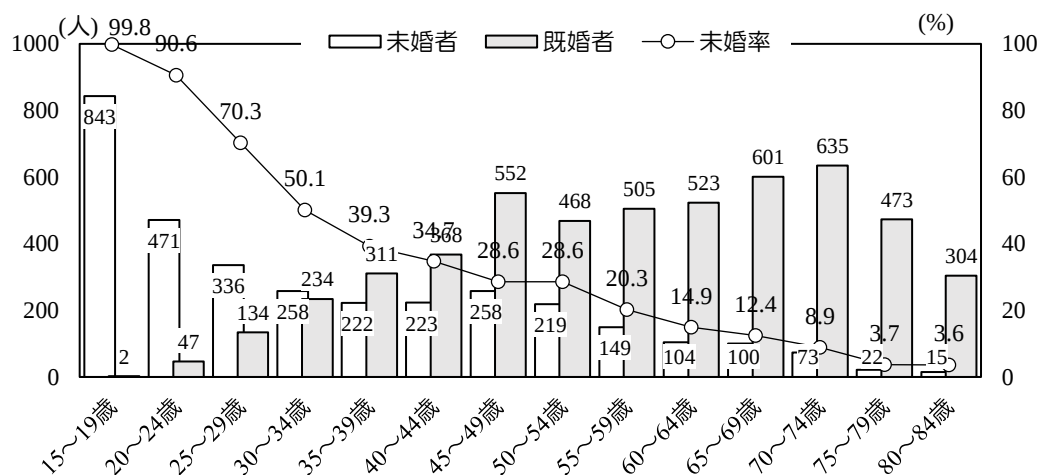
出典：人口動態統計、人口動態保健所・市区町村別統計

【婚姻の状況】

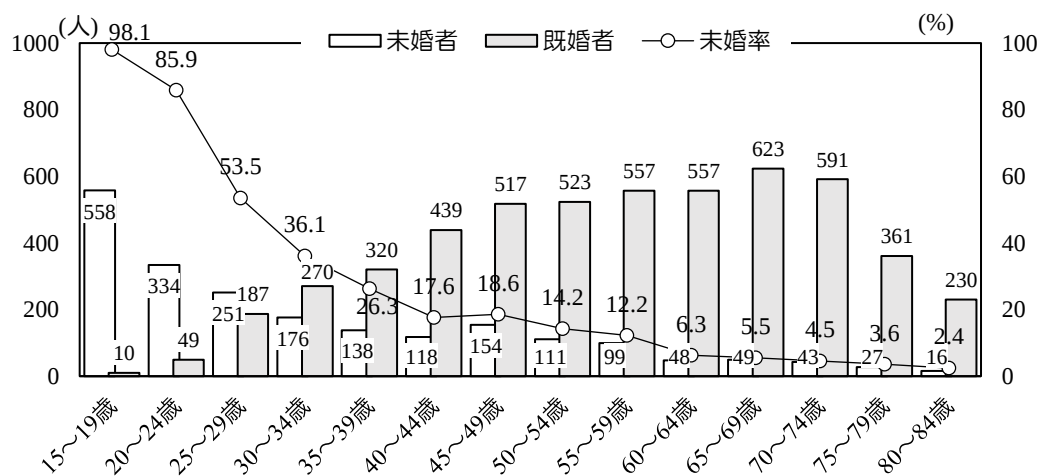
未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、30 歳代前半までは、未婚者数が上回っていますが、30 歳代後半になると逆転することから 30 歳代が婚姻の中心的年齢層であることがうかがえます。また、女性の場合、30 歳代前半から既婚者数が未婚者数を上回っており、全体的に晩婚化の傾向にあることが推察されます。

◆婚姻の状況

【男性】



【女性】



注) 未婚率は配偶関係「不詳」の者を除いて算出、国籍日本人

出典：国勢調査

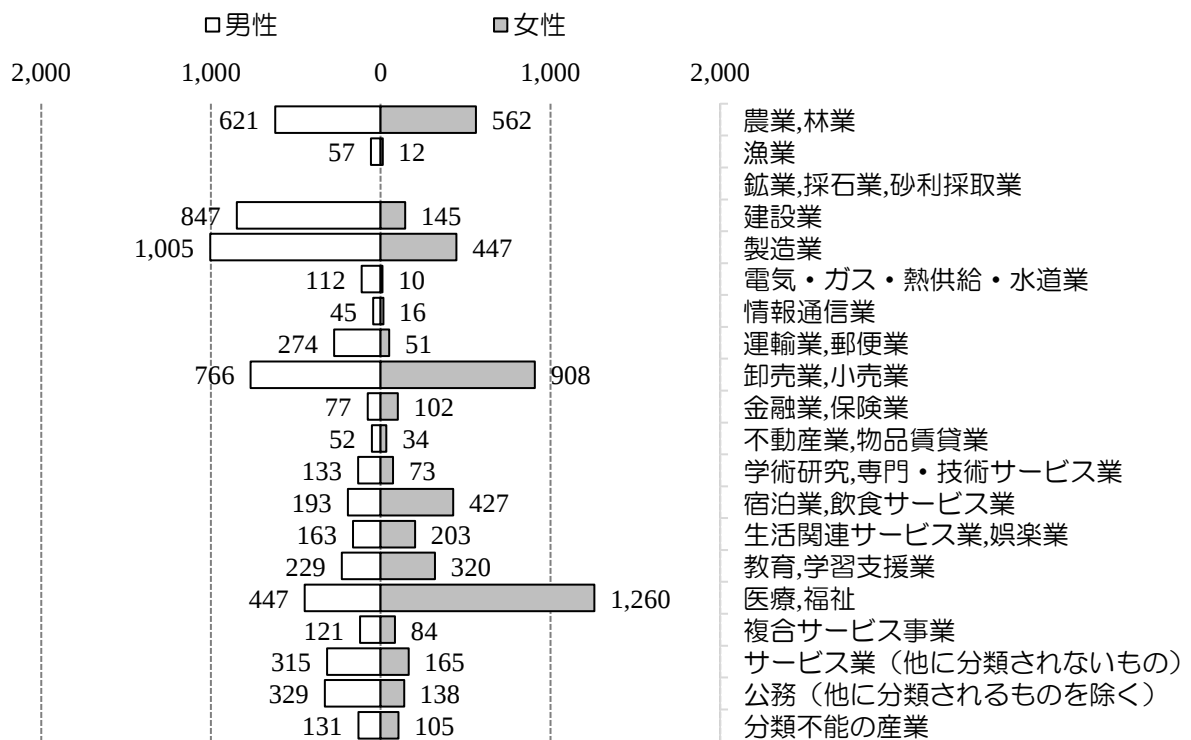
(2) 就業構造等

【産業別就業者数・割合】

御坊市の男女別産業大分類別就業者数をみると、男性は女性に比べ「建設業」「製造業」などが多く、女性は「卸売業、小売業」「医療、福祉」が男性を上回っています

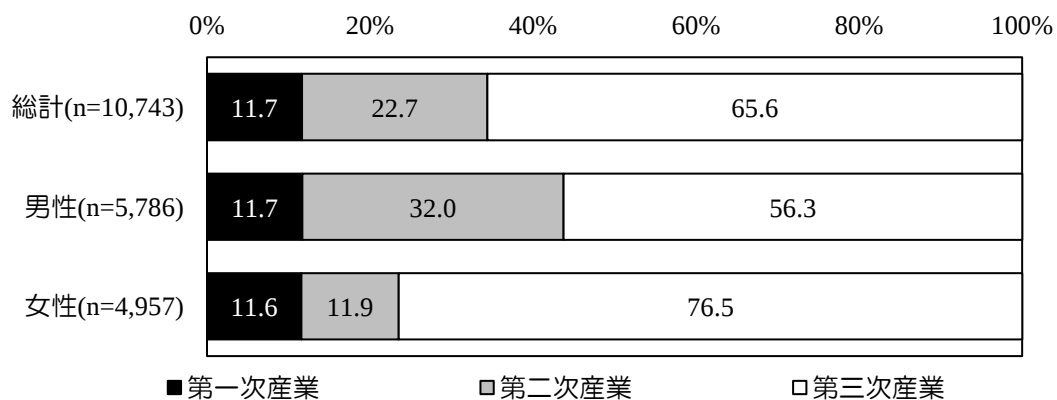
産業別就業者構成比をみると、令和2年では第一次産業の割合が11.7%、第二次産業が22.7%、第三次産業が65.6%となっています。さらに、男女別でみると、女性では第三次産業への就業割合が約8割(76.5%)と男性との違いがみられます。

◆男女別産業大分類別就業者数（令和2年）



出典：国勢調査

◆産業別就業者構成比（令和2年）



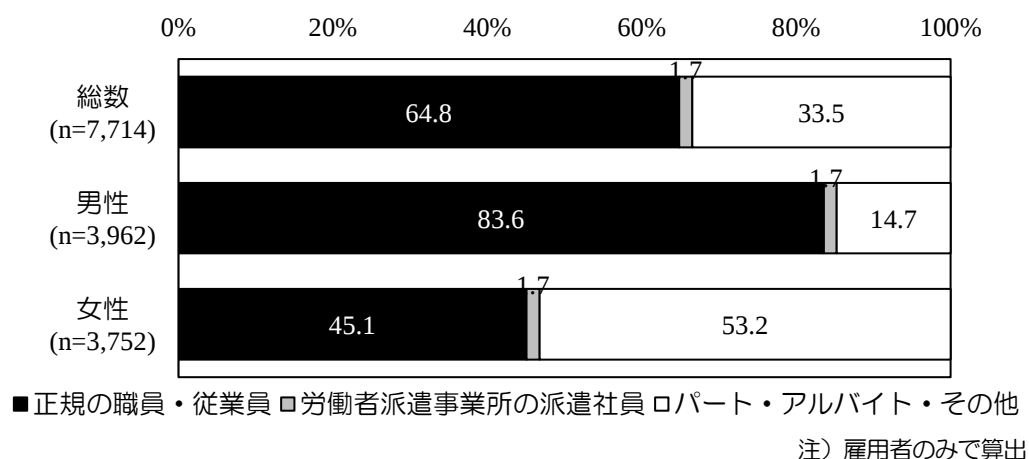
注)「分類不能の産業」を除いて算出

出典：国勢調査

【雇用形態】

男女別の雇用形態をみると、「正規の職員・従業員」は男性では83.6%となっているものの、女性では45.1%と低くなっており、「パート・アルバイト・その他」が半数以上という状況にあります。

◆男女別雇用構成比（令和2年）

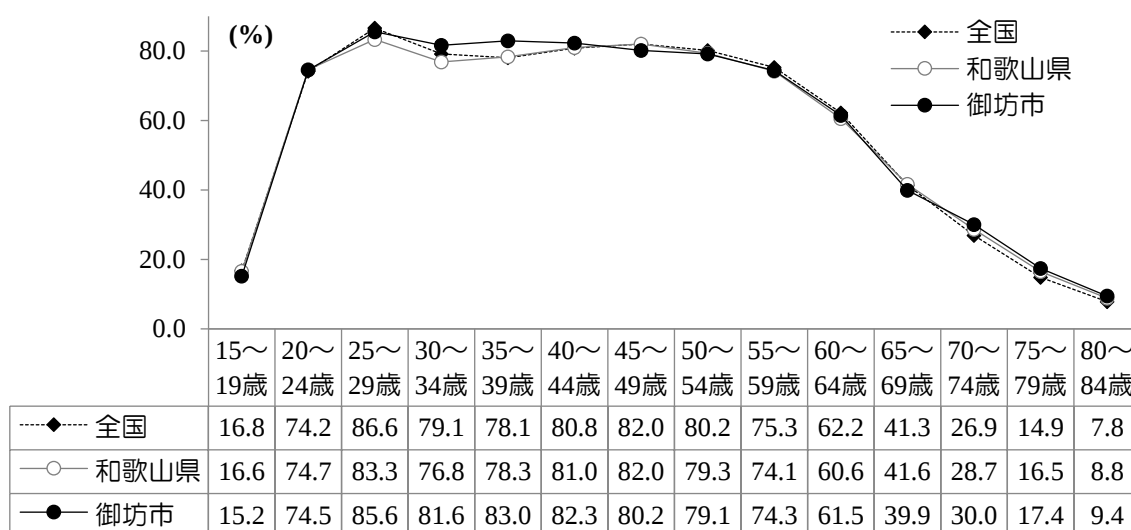


出典：国勢調査

【女性の労働力率】

女性の年齢階級別労働力率のM字カーブは、全国、和歌山県、御坊市ともほぼ解消されています。御坊市の女性の年齢階級別労働力率は、30歳代から40歳代前半にかけて全国及び和歌山県を上回っているものの、20歳代、40歳代後半以降では全国や和歌山県を下回っています。

◆女性の年齢別労働力（令和2年）



注) 労働力状態「不詳」の者を除いて算出

出典：国勢調査

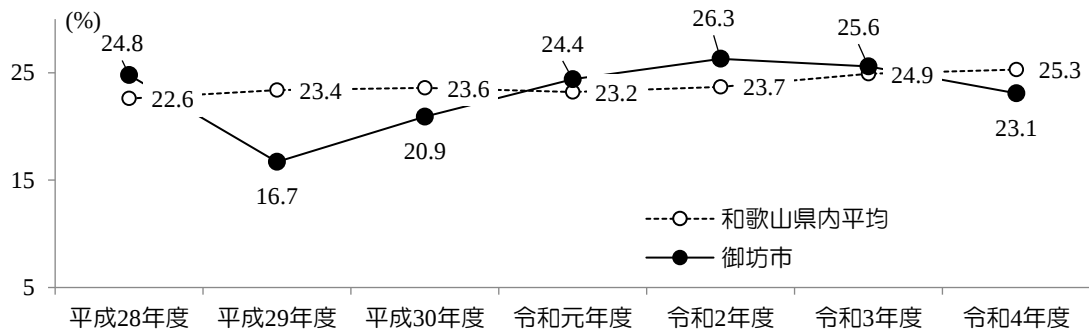
(3) 政策・方針決定過程への女性参画等

【女性委員比率と市町村職員における女性管理職への登用率】

審議会等における女性委員比率は、16～26%台で推移し、和歌山県内平均を若干下回って推移し、令和4年度では23.1%です。

公務員における女性管理職への登用率については、御坊市では年々上昇し、令和4年度には和歌山県内平均を超えて22.9%となっています。

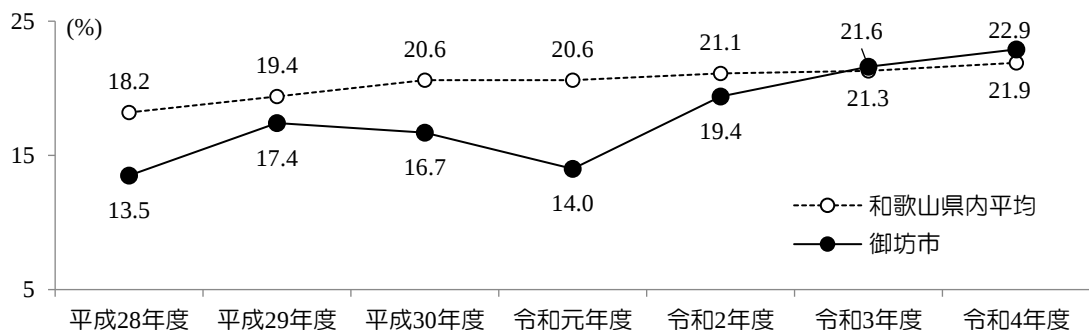
◆審議会等における女性委員比率の推移



注) 各年度4月1日時点

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

◆女性管理職（公務員）への登用率の推移



注) 各年度4月1日時点

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

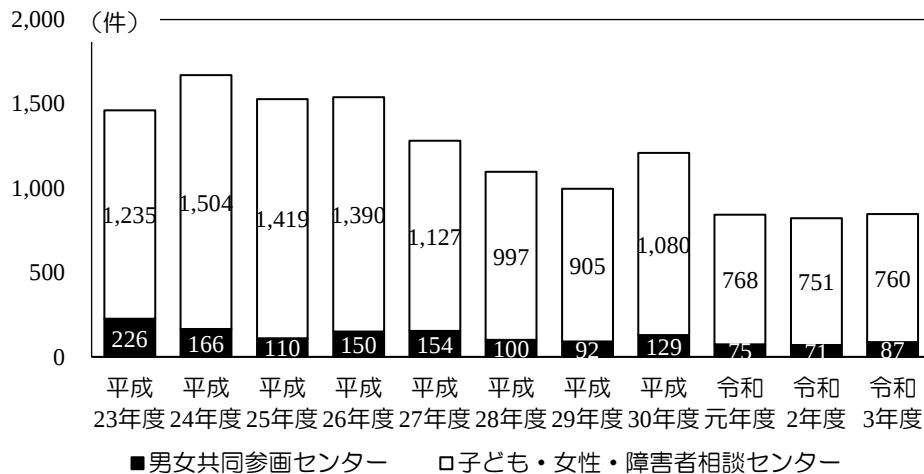
(4) 男女間の暴力等

【DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談状況】

男女共同参画センター及び子ども・女性・障害者相談センターにおけるDVに関する相談件数（※和歌山県内）は、平成24年度をピークとして近年は減少傾向です。

令和3年度の相談件数は847件で、前年度より25件増加しています。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談件数



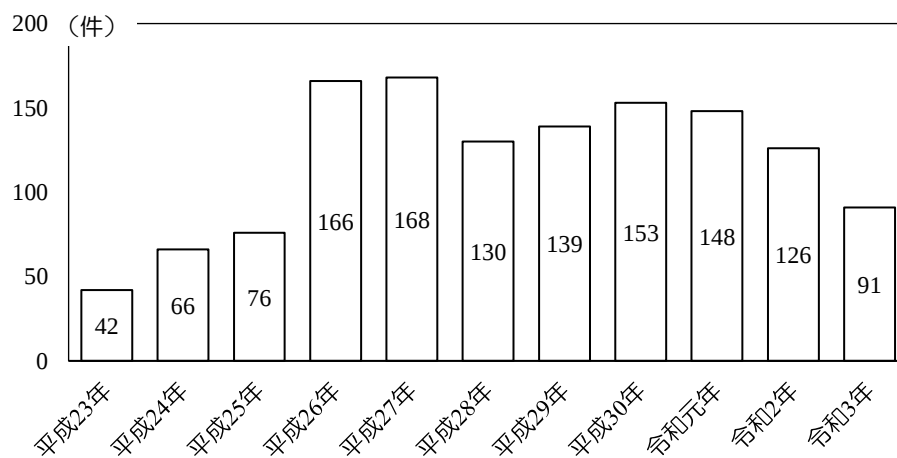
出典：令和4年度版和歌山県男女共同参画年次報告書

【DV（殺人、傷害、暴行等）の検挙件数】

和歌山県内におけるDV（殺人、傷害、暴行等）の検挙件数は、平成27年をピークとして以降、増減を繰り返し、近年は減少傾向です。

令和3年の和歌山県におけるDV検挙件数は91件で、前年より35件減少しています。

◆DV（殺人、傷害、暴行等）の検挙件数



出典：令和4年度版和歌山県男女共同参画年次報告書

2. 意識調査からみる現状と課題

(1) 調査の概要

新たな男女共同参画推進計画を策定するにあたり、御坊市の現状や問題点の把握及び課題整理の基礎資料とすることを目的として、令和5年7月～8月に「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。調査概要及びその結果の概要は、以下のとおりです。

■調査概要

調査地域	御坊市全域
調査対象	市内在住の18歳以上の男女1,000人
抽出方法	住民基本台帳（令和5年6月1日時点）の18歳以上の住民を対象に、人口規模（市内を6地区に区分）・年齢・性別割合等を勘案して1,000人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年7月～8月
回収結果	有効回収数：353票、有効回収率：35.3%

(2) 意識調査の結果概要

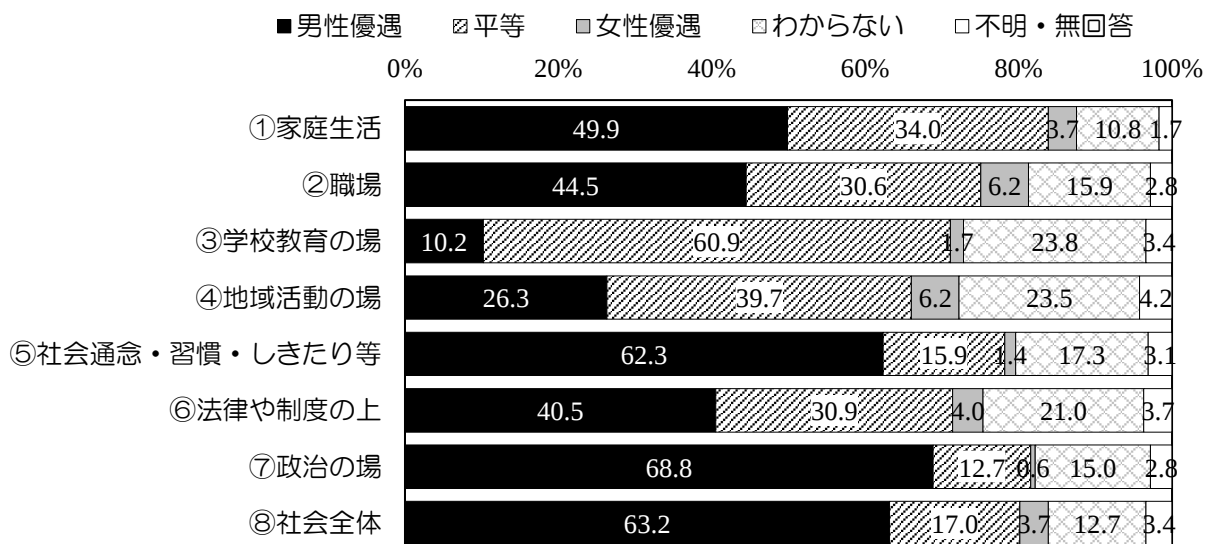
※グラフ、表内の「n」は、設問に対する集計対象者数を示します。

①男女の平等感や固定的な役割分担意識

ア) 男女の平等感

男女の地位の平等感については、全ての分野において『男性優遇』（「男性のほうが非常に優遇されている」「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」の合計）は、『女性優遇』（「女性のほうが非常に優遇されている」「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」の合計）を上回っています。特に〔⑤社会通念・慣習・しきたり等〕〔⑦政治の場〕〔⑧社会全体〕では『男性優遇』と感じている傾向が強くなっています。一方、〔③学校教育の場〕〔④地域活動の場〕では他の分野に比べ平等の意識は高くなっています。

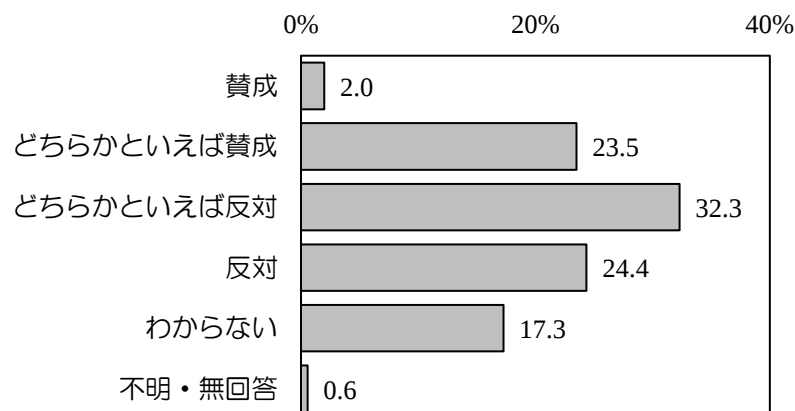
〔各分野における男女の平等感について（n=353）〕



イ) 固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「どちらかといえば反対」が最も高く（32.3%）、次いで「反対」（24.4%）となっています。また、『賛成』（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計）が25.5%、『反対』（「反対」「どちらかといえば反対」の合計）が56.7%となっています。前回と比べ『賛成』が大きく減少し、固定的な役割分担意識解消の傾向にあるのがうかがえます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について（n=353）

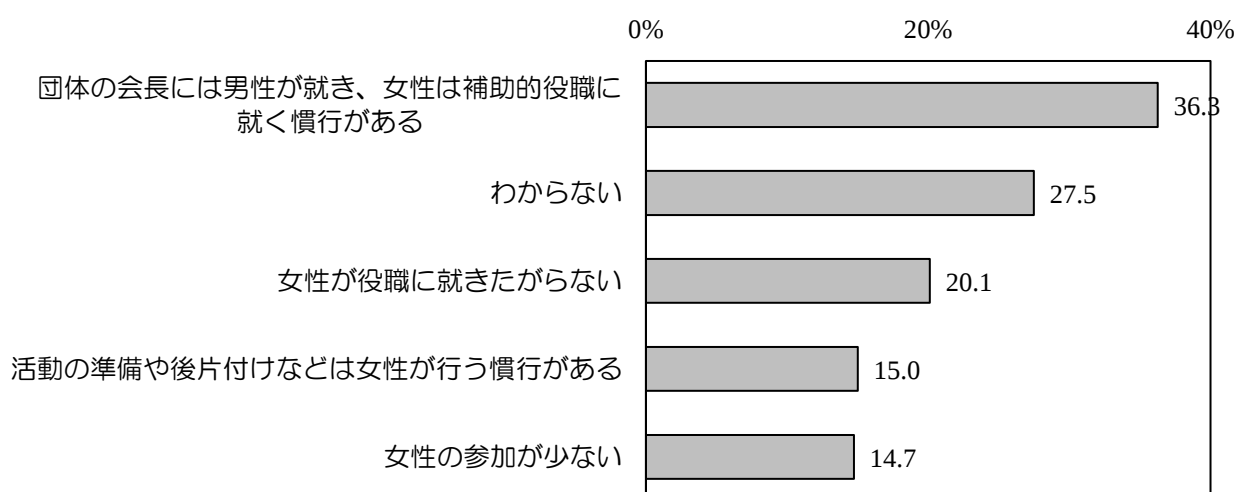


②地域活動における男女共同参画

ア) 男女共同参画の現状

地域活動、社会活動における男女共同参画の現状については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」が最も高く（36.3%）、次いで「わからない」（27.5%）、「女性が役職に就きたがらない」（20.1%）となっています。

「地域活動、社会活動における男女共同参画の現状について（n=353）」※上位5項目抜粋

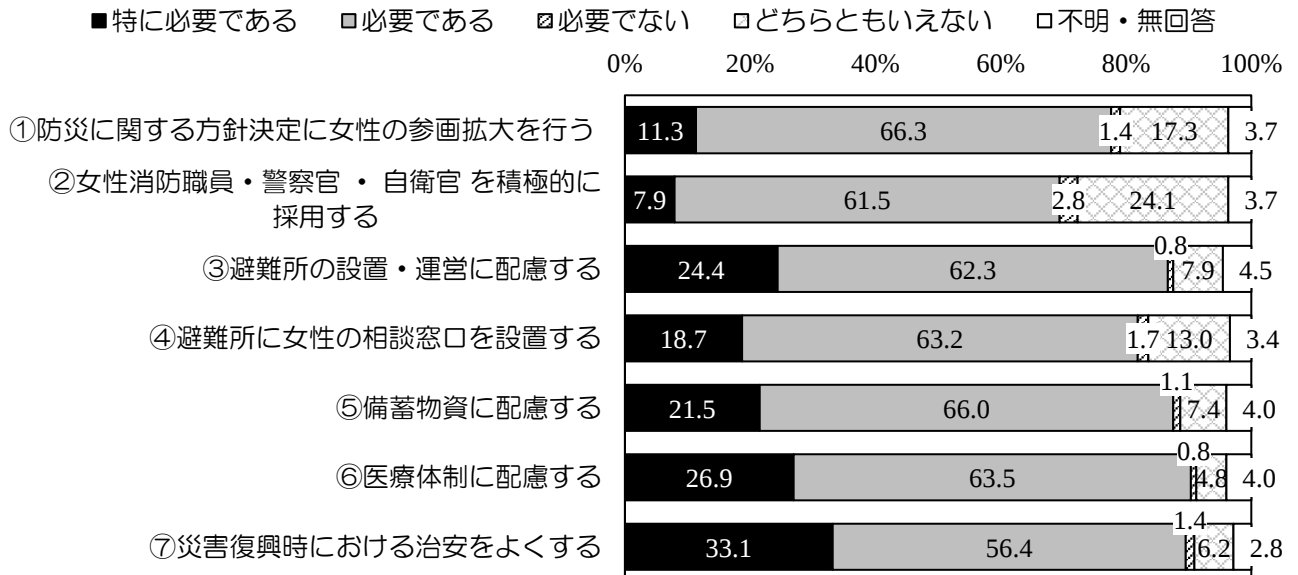


イ) 防災・災害対策時の対応

防災分野で男女共同参画の視点をいかにするために『必要』（「特に必要である」「必要である」の合計）が最も高い項目は、〔⑥医療体制に配慮する〕となっています（90.4%）。

また、「特に必要である」が最も高い項目は、〔⑦災害復興時における治安をよくする〕（33.1%）となっています。

〔防災分野で男女共同参画の視点をいかにするために必要と考えるもの（n=353）〕



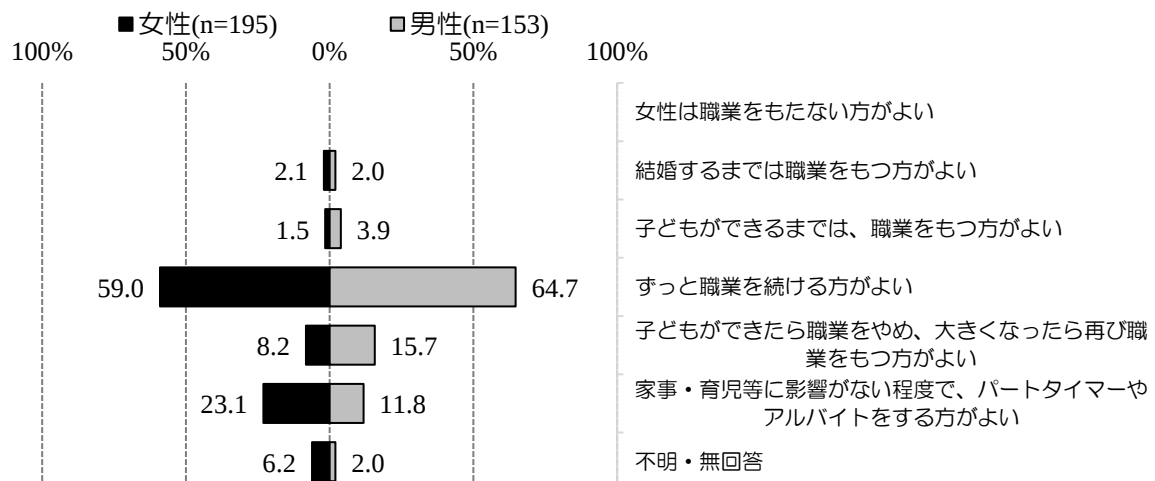
③就労・働き方

ア) 女性の就労

女性が職業をもつことについては、男女ともに「ずっと職業を続ける方がよい」が最も高く（女性：59.0%、男性：64.7%）、次いで「女性」では「家事・育児等に影響がない程度で、パートタイマーやアルバイトをする方がよい」（23.1%）、「男性」では「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（15.7%）となっています。

女性に働いてほしいと思うものの、その働き方について女性は「家事優先型」、男性は「再就職型」を希望している事がうかがえます。

〔女性が職業を持つことについて（男女別回答）〕

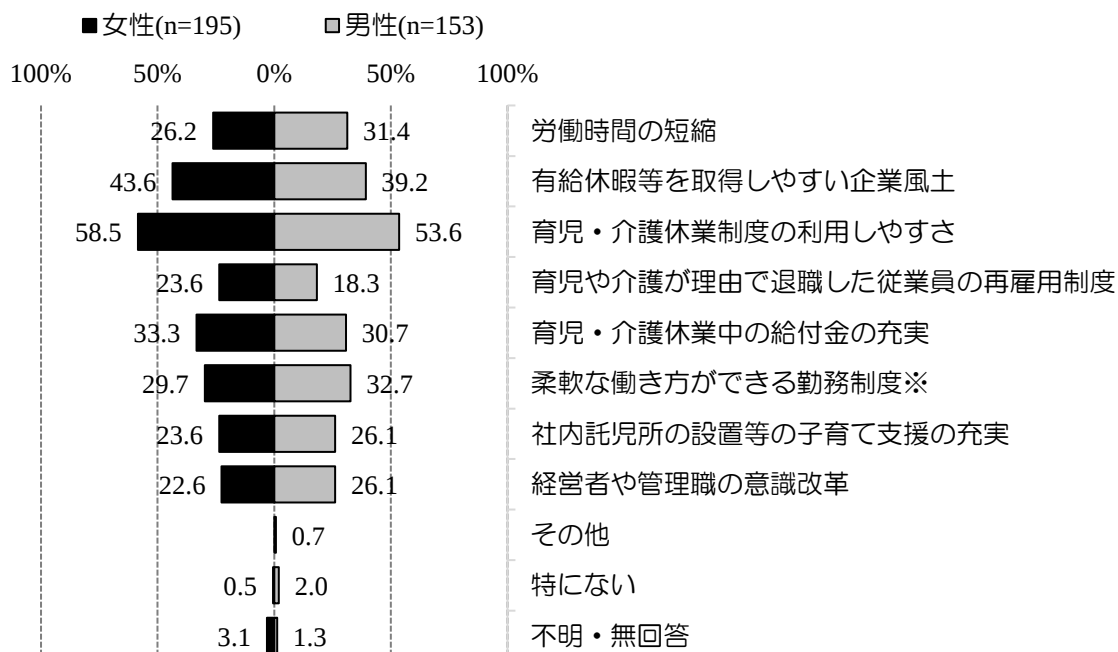


イ)「仕事」と「家庭」を両立させるのに必要な職場環境

「仕事」と「家庭」を両立させるのに必要な職場環境は、男女ともに「育児・介護休業制度の利用しやすさ」が最も高く（女性：58.5%、男性：53.6%）、次いで「有給休暇等を取得しやすい企業風土」（女性：43.6%、男性：39.2%）となっています。

また、「育児や介護が理由で退職した従業員の再雇用制度」では「女性」が高く、「労働時間の短縮」では「男性」が高く、現実的就労状況を反映しているものと考えられます。

〔「仕事」と「家庭」を両立させるのに必要な職場環境（男女別回答）〕



※在宅勤務やフレックスタイム制度等

④仕事と家庭生活の優先度の希望と現実

ア) 生活の優先度

【現実】

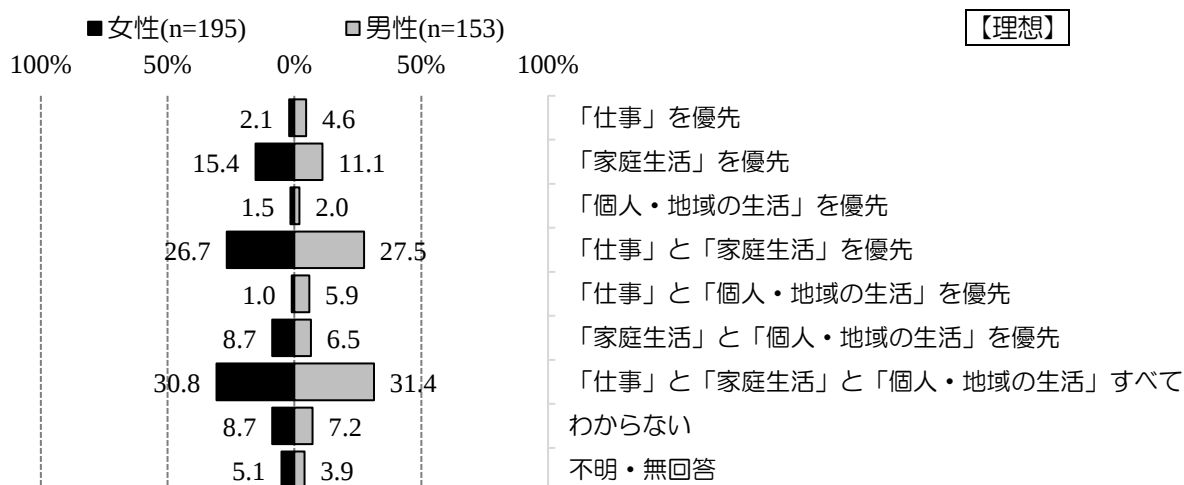
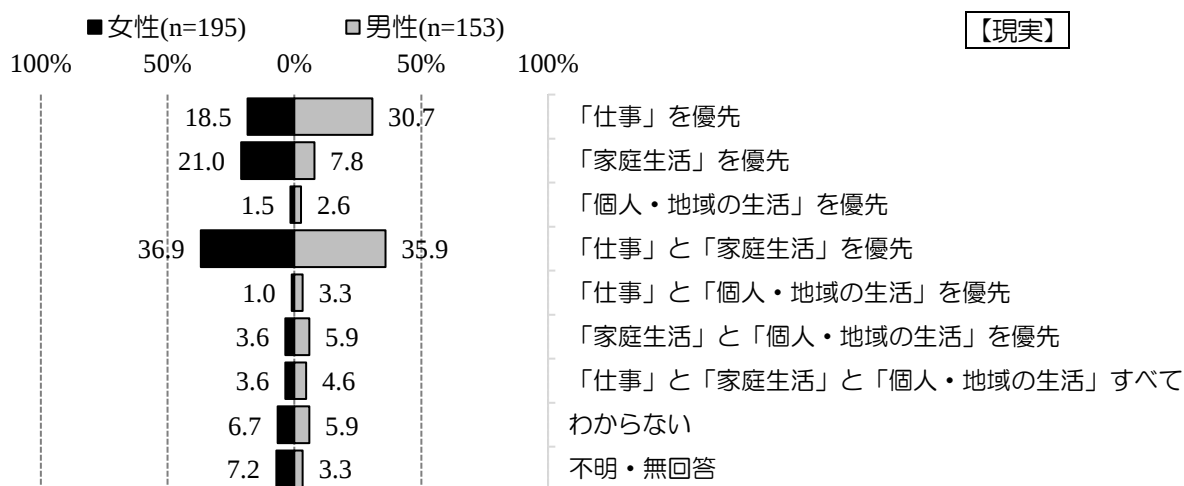
男女ともに「仕事」と「家庭生活」を優先」が最も高く（女性：36.9%、男性：35.9%）、次いで「女性」では「家庭生活」を優先」（女性：21.0%、男性：7.8%）、「男性」では「仕事」を優先」（女性：18.5%、男性：30.7%）となっており、男女の差がみられます。

【理想】

男女ともに「仕事」と「家庭生活」と「個人・地域の生活」すべて」が最も高く（女性：30.8%、男性：31.4%）、次いで「仕事」と「家庭生活」を優先」（女性：26.7%、男性：27.5%）と、男女の差は余りみられません。

【現状】と【理想】は異なり、「仕事」を優先、「仕事」と「家庭生活」と「個人・地域の生活」すべて」は男女ともに15ポイント以上の差があります

〔生活の優先度（男女別回答；㊦現実、㊧理想）〕

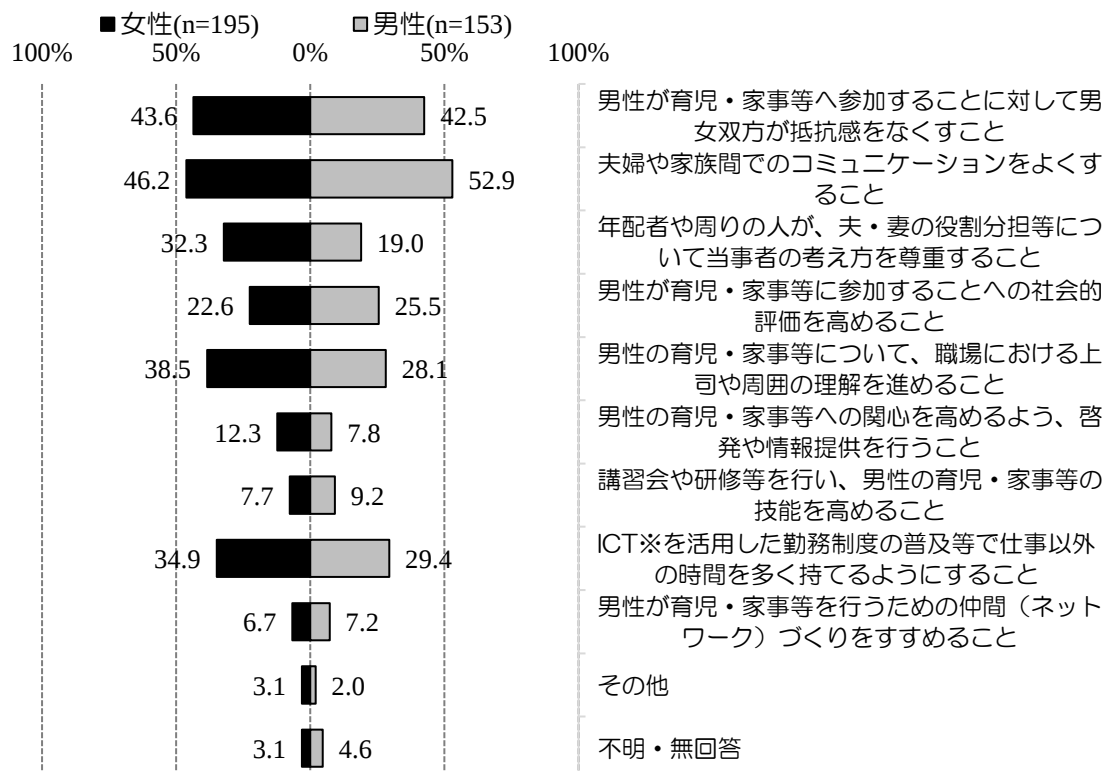


イ) 男性の育児や介護、地域活動への参加

男性が家事・育児、地域活動等に積極的に参加するのに必要なことは、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくすること」が最も高く(女性:46.2%、男性:52.9%)、次いで「男性が育児・家事等へ参加することに対して男女双方が抵抗感をなくすこと」(女性:43.6%、男性:42.5%)となっています。

また、「年配者や周りの人が、夫・妻の役割分担等について当事者の考え方を尊重すること」、「男性の育児・家事等について、職場における上司や周囲の理解を進めること」については「女性」が10ポイント以上高くなっています。

〔男性が家事・育児、地域活動等に積極的に参加するのに必要なこと（男女別回答）〕



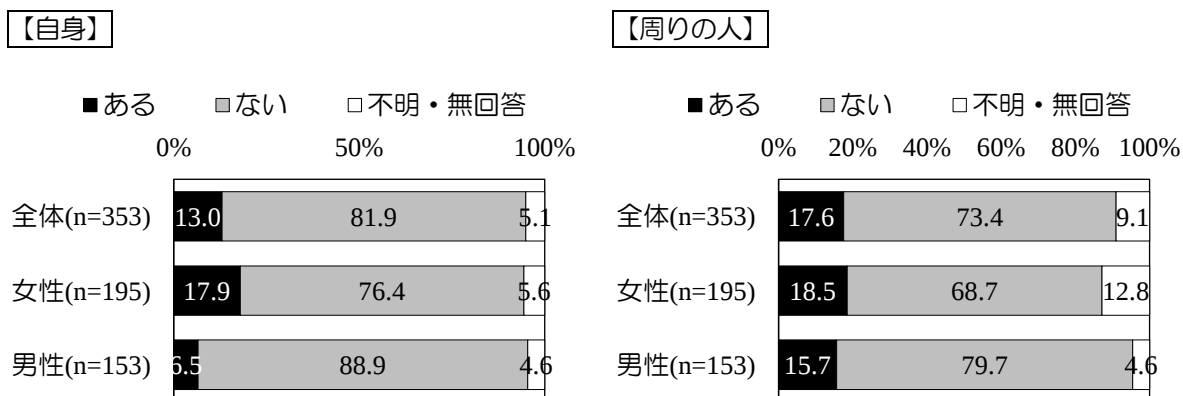
※労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどICT

⑤セクシュアル・ハラスメント／DVの状況

ア) セクシュアル・ハラスメントの被害

【自身】におけるセクハラ被害経験の有無をみると、「ある」と回答した人は13.0%（女性：17.9%/男性：6.5%）で、女性は男性に比べ10ポイント以上高くなっています。また、【周りの人】におけるセクハラ被害経験の有無をみると、「ある」と回答した人は17.6%（女性：18.5%/男性：15.7%）です。

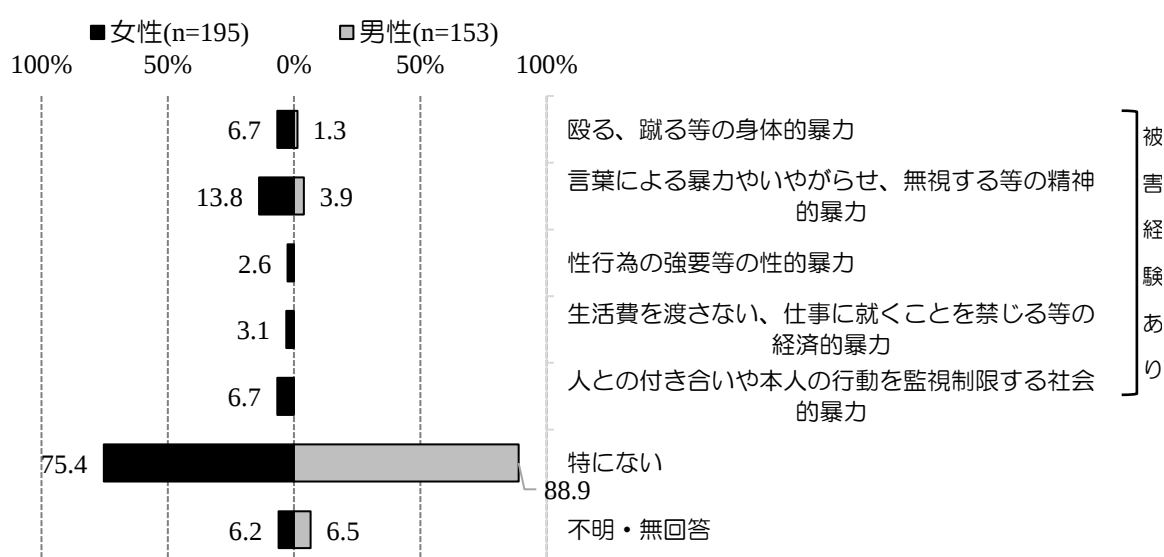
〔セクシュアル・ハラスメントの被害有無（男女別回答；㊦自身、㊧周りの人）〕



イ) 配偶者・交際相手からの暴力被害

DV等の被害経験をみると、男女とも「特にない」が最も高いものの（女性：75.4%/男性：88.9%）、あらゆる被害経験で「男性」より「女性」が高く、『被害経験あり』は「女性」で18.5%、「男性」で4.6%と、「女性」が10ポイント以上高く、男女差がみられます。

〔DV等の被害経験有無（男女別回答）〕

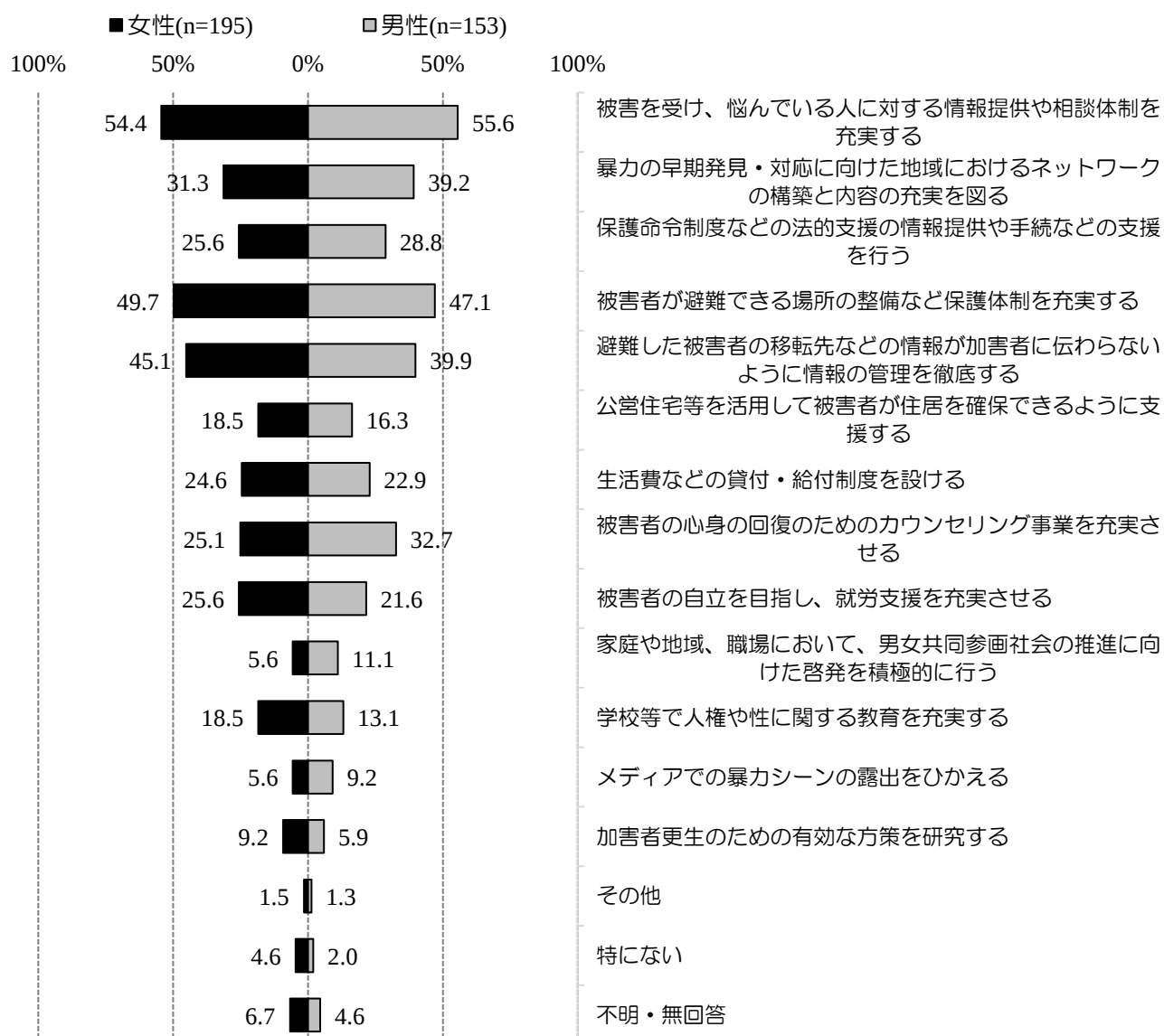


ウ) 配偶者や交際相手などからの暴力の防止や必要な被害者支援

配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援のために、特に必要なことは、男女ともに「被害を受け、悩んでいる人に対する情報提供や相談体制を充実する」が最も高く（女性：54.4%、男性：55.6%）、次いで「被害者が避難できる場所の整備など保護体制を充実する」（女性：49.7%、男性：47.1%）、「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」（女性：45.1%、男性：39.9%）となっています。

また、「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」「学校等で人権や性に関する教育を充実する」については「女性」が5ポイント以上高くなっています。

〔暴力の防止や必要な被害者支援（男女別回答）〕



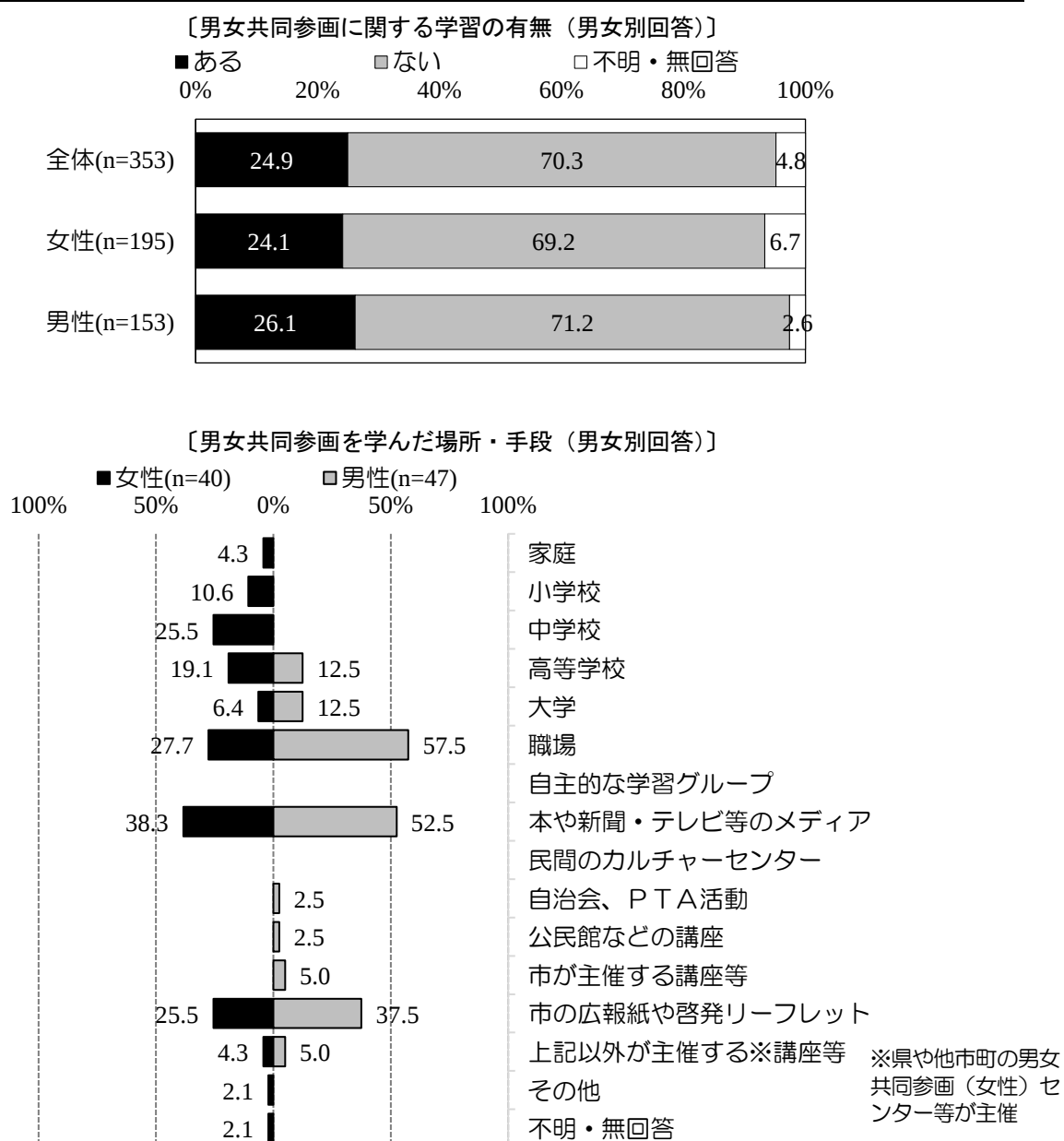
⑥男女共同参画の学習や施策

ア) 男女共同参画の学習

男女共同参画がどういうものなのかということ、学んだり、教えられたりしたことがあるかについて「ある」と回答したのは、女性が24.1%、男性が26.1%となっています。

学習場所は、「女性」では「本や新聞・テレビ等のメディア」(38.3%)、「職場」(27.7%)、「市の広報紙や啓発リーフレット」(25.5%)ですが、「男性」では「職場」(57.5%)、「本や新聞・テレビ等のメディア」(52.5%)、「市の広報紙や啓発リーフレット」(37.5%)と順位が異なります。

また、上記項目では「男性」が10ポイント以上高くなっています。更に学校(小学校、中学校等)については「女性」が高くなっています。



イ) 今後、御坊市が特に力を入れるべき施策

「女性」では「学校で男女の性別にこだわらない教育や進路指導をする」「育児・保育に関する制度・施設を充実する」が最も高く（36.4%）、次いで「高齢者・障害者の介護制度・施設を充実する」（35.4%）、「男性」では「採用・昇進・賃金など、職場での実質的な男女平等を進めるように企業や事業主に啓発する」が最も高く（38.6%）、次いで「高齢者・障害者の介護制度・施設を充実する」「育児・保育に関する制度・施設を充実する」（35.3%）となっています。

〔市が特に力を入れるべき施策（男女別回答）〕

	様々な媒体を活用して、男女共同参画社会を推進するための広報・啓発を行う	学校で男女の性別にこだわらない教育や進路指導をする	家庭で男女の性別にこだわらない子育てがなされるように啓発する	女性の自立を進める講座などの学習機会を増やす	男性向けに家庭生活や地域の活動にかかわるような学習機会を増やす	採用・昇進・賃金など、職場での実質的な男女平等を進めるように企業や事業主に啓発する	女性の再就職のための学習・訓練・相談などの機会を増やす	男性の労働負担を軽減し、生活にかかわる時間をつくるように企業や事業主に啓発する	男女共同参画に関する制度・施設を充実する	女性の健康づくりや、心身の各種相談を充実する	高齢者・障害者の介護制度・施設を充実する	育児・保育に関する制度・施設を充実する
女性(n=195)	19.0	36.4	18.5	15.9	11.8	33.3	17.4	20.0	9.2	7.7	35.4	36.4
男性(n=153)	23.5	29.4	18.3	7.8	13.1	38.6	13.7	17.6	14.4	7.2	35.3	35.3

	配偶者等からの暴力を受けている被害者の支援を充実する	様々なハラスメントに対する相談体制と防止に向けた啓発を充実する	児童虐待や高齢者虐待に対する相談体制と防止に向けた啓発を充実する	地域活動において男女共同参画の視点が定着するように団体等への支援を行う	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進する	市の男女共同参画推進のための施策の進捗状況を住民に知らせる	市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進する	男女共同参画社会の推進に向け、行政が率先した取り組みを行う	男女共同参画社会推進のための拠点施設の充実を図る	その他	特にない	不明・無回答
女性(n=195)	5.6	14.4	16.9	3.1	11.8	6.7	12.8	8.7	2.6	0.0	5.1	5.1
男性(n=153)	3.9	7.8	9.8	7.2	7.2	13.7	18.3	24.8	7.2	2.6	10.5	2.0

3. 第2次プランの取組内容からみる課題

本市では、男女共同参画を推進するため第2次プランに基づき、啓発活動をはじめ、様々な取組を推進してきました。これらの取組は、広報・啓発だけでなく学校教育分野、生涯学習分野、商工分野、保健福祉分野など多岐にわたります。

ここでは、第2次プラン計画期間における事業進捗状況の点検・評価を踏まえ、今後の課題を整理しました。

【第2次プランの施策体系】

基本目標	基本的方向性
(1) 男女共同参画意識の確立	① 固定的な性別役割分担意識の変革★ ② 男女共同参画への理解を深める学習・教育の推進★ ③ 家庭での男女共同参画の推進 ④ メディア等を通じた男女の人権尊重の推進 ⑤ 国際協調による男女共同参画意識の醸成
(2) 男女がともに働く環境整備の促進	① 男女がともに活躍できる環境整備の促進 ② 仕事と生活の両立しやすい環境づくり ③ 男女で担う育児・介護支援の充実★
(3) 地域活動等あらゆる分野への男女共同参画の推進	① 男女がともに参画できる地域社会づくりの促進 ② 女性の政策・方針等意思決定過程への参画促進★
(4) 男女がともに健やかに安心して暮らせる環境整備の促進	① 生涯を通じた男女の健康生活支援の充実 ② ひとり親家庭・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり★ ③ 貧困等生活上の困難に直面する男女への支援
(5) 男女間における暴力の根絶	① 女性に対する暴力を許さない意識づくり ② セクシュアル・ハラスメント／DV 防止対策の推進

※★印は重点施策

(1)「男女共同参画意識の確立」への取組

① 固定的な性別役割分担意識の変革★

【これまでの主な取組】

男女がお互いを尊重しつつ個性と能力を発揮する社会を実現するには、男女共同参画の趣旨の理解に努め、固定的な役割意識を認識し、見直していくことが必要なため、男女共同参画に関する情報の収集・発信に努め、適切に情報が届くような施策を展開しました。

- 市民への男女共同参画に関する各種情報発信、普及啓発活動の推進
- 家庭・地域・職場等における慣習・慣行・制度の変革

今後の主な課題

- ☞ あらゆる機会、場、事象について、男女共同参画の視点で見直し、様々な機会を通じて意識啓発を行うことが必要です。
- ☞ 男女共同参画意識の醸成を図るため、男性や若者世代向けの講座への参加を促進することが必要です。

② 男女共同参画への理解を深める学習・教育の推進★

【これまでの主な取組】

男女が固定的な役割意識にとらわれることなく、お互いに尊重しつつ生き活きと生活を営むには、学校や地域、家庭等において男女共同参画の意識を浸透させる適切な教育や啓発が重要になります。そのため、児童生徒、若年者など固定的な役割意識の少ない若い世代に、関心を持ち理解してもらう施策を展開してきました。また、誰もが性別にとらわれず個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な学習機会の確保・充実に努めました。

- 学校・家庭・地域等における教育・学習の推進
- 生涯学習の推進
- 女性の参画を促すリーダー養成等の推進

今後の主な課題

- ☞ 人権意識の高揚と男女共同参画の意義を理解し、学校や地域において実践を推進できる教育の充実が必要です。
- ☞ 本人の意思に基づいた多様な生き方を選択でき、能力を伸ばすことができるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や生涯学習の推進が必要です。

③ 家庭での男女共同参画の推進

【これまでの主な取組】

男性が家庭生活に参画することにより、男性自身にとっても仕事の世界とは異なった豊かさを体験できる機会の確保や意識啓発の促進を中心に施策を展開しました。

- 夫婦や家族等で家事・育児等に協力し合う意識づくり
- 男性の家事労働を支援する取組の実施

今後の主な課題

☞ 育児・介護等の家庭生活に男女がともに参画できる環境づくりが必要です。

④ メディア等を通じた男女の人権尊重の推進

【これまでの主な取組】

市広報、新聞、テレビ等メディアを通じた情報発信は、社会に与える影響も大きいことから、媒体に携わる人々が男女の人権尊重意識を持つことが重要になります。市の刊行物については、男女の人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現に努めるとともに、男女の人権尊重及び男女共同参画に関する意識啓発を推進するための学習機会の充実に努めてきました。

- 男女の人権を尊重した表現の推進
- メディアを活用した男女の人権尊重、男女共同参画の普及啓発の推進
- 男女の人権尊重、男女共同参画に関する学習機会の充実

今後の主な課題

- ☞ メディア・リテラシー意識の醸成、情報を主体的に選択できる能力の向上など、人権意識の醸成に向けた継続的な取組が必要です。
- ☞ 市刊行物等において、男女共同参画に配慮した視点での表現、扱い等に努める必要があります。

⑤ 国際協調による男女共同参画意識の醸成

【これまでの主な取組】

男女共同参画の取組は、国際社会での様々な動きと密接に連動しており、国際社会の動向について国・県と連携して情報収集・提供の充実を図ってきました。また、同時に私たち一人ひとりが、国際交流や国際協力を通じて互いの文化や国民性に対する理解を深め、抱えている問題をともに考えつつ、国際社会の一員であるという認識を持って、男女共同参画意識を高めるように努めてきました。

- 国際理解と国際交流の推進

今後の主な課題

- ☞ 国際社会における女性問題等への理解を深めるため、国際情勢の収集・提供や国際交流の推進、多文化共生社会への理解促進が必要です。

(2)「男女がともに働く環境整備の促進」への取組

① 男女がともに活躍できる環境整備の促進

【これまでの主な取組】

男女が家族の一員としての責任を果たしながら仕事を継続することができるように、多様かつ柔軟な働き方を可能とする環境整備に努め、仕事と家庭生活のバランスを図れるよう、能力開発・技術向上のための施策や、在宅ワークやテレワーク等新しい就業形態に関する施策を展開してきました。

農業や商工業等の自営業においては、就業条件の整備とともに、女性が家族従事者として果たしている役割の重要性を評価し、対等なパートナーとして個性と能力を発揮することができる環境整備を図ってきました。

- 事業者等への雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進
- 職業能力開発と向上のための支援対策の推進
- 農林水産業、商工業等自営業における環境整備の促進

今後の主な課題

- ☞ 男女の雇用機会均等に向けた取組を企業等に働きかけるとともに、誰もが安心して働くことができるよう、労使関係機関との連携が必要です。
- ☞ 起業家支援や女性による新たなビジネスを支援し、産業創出や雇用の確保に努める必要があります。

② 仕事と生活の両立しやすい環境づくり

【これまでの主な取組】

仕事も家庭もバランスよく負担しあい、人生の各段階に応じて仕事、家庭、地域などで多様な生き方が選択できる「ワーク・ライフ・バランス」の在り方を啓発し意識を高める取組を推進してきました。また、育児・介護休業法など子育て・介護のための制度が十分理解され、活用されるよう、事業所等に対してきめ細かく周知・啓発を進めてきました。

- 仕事と生活の調和の意識啓発
- 仕事と生活の調和に向けた環境整備

今後の主な課題

- ☞ ワーク・ライフ・バランスに向けて、意識の醸成や育児・介護休業などの取得促進、男性の家事や育児への参画促進、育児や介護を行う労働者の就業条件の整備等、働く場における意識の改善が必要です。

③ 男女で担う育児・介護支援の充実★

【これまでの主な取組】

家事・育児の多くを女性が担い、育児・介護に悩む者の増加、社会・経済状況の変化等から、男性の家庭や地域生活への参画が求められました。このような背景から男女がともに育児や介護に関わっていくことができるよう、地域や社会全体で支援していく施策を展開してきました。

- 男女がともに育む子育て支援の推進
- 男女で支えあう介護支援の推進

今後の主な課題

☞ 仕事と家庭、地域活動を両立できるよう、子育て支援策や介護サービス支援策の拡充が必要です。

(3)「地域活動等あらゆる分野への男女共同参画の推進」への取組

① 男女がともに参画できる地域社会づくりの促進

【これまでの主な取組】

市民活動の多様なニーズの受け皿としてこれらの団体の相対的役割が高まる中、男女どちらか一方のみが職責を担うのではなく、男女がともに参画しつつ、役職についても平等・応分に担っていくことができるような施策の展開に努めてきました。

- 地域活動への男女共同参画の促進
- 女性団体の交流と活動の場の充実

今後の主な課題

- ☞ 男女がともに参画できる環境づくりが必要です。
- ☞ 災害対策として、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組む必要があります。

② 女性の政策・方針等意思決定過程への参画促進★

【これまでの主な取組】

男女共同参画社会を実現するには、政策・方針決定過程の場に男女が対等な立場で参画することが大切なことから、女性参画の働きかけに努めてきました。また、男女がともに支え助け合える防災・災害復興の体制づくりへの検討を進めてきました。

- 各種審議会・委員会等への女性の参画の促進
- 女性の職域拡大と管理職登用の促進
- 防災・災害復興における男女共同参画の推進

今後の主な課題

- ☞ 市の女性管理職割合は、令和5年4月現在で26.9%です。
- ☞ あらゆる意思決定過程に男女が平等に参画できる機会を確保し、女性活躍の機会を充実させる必要があります。

(4)「男女がともに健やかに安心して暮らせる環境整備の促進」への取組

① 生涯を通じた男女の健康生活支援の充実

【これまでの主な取組】

男女の身体特性を十分に理解し合い、思いやりを持って生きることができるようライフサイクルを通じて正しい情報の提供・支援を図ってきました。また、健康寿命を延ばし、質の高い健康な生活を送れるような施策を充実させてきました。

- 健康・長寿と男女の自立支援の推進
- 生涯を通じた女性の健康支援の推進

今後の主な課題

- ☞ 妊娠初期から子育て記までの切れ目のない支援を行い、妊娠・出産に対する不安の軽減を図ることが必要です。
- ☞ 男女が共に各々の身体特性を理解し、生涯を通じて健康保持ができるよう、健康支援に努めることが必要です。

② ひとり親家庭・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり★

【これまでの主な取組】

ひとり親家庭（母子・父子家庭）に対して経済的自立を図るための相談・指導等の施策を充実させてきました。

高齢期の男女が年齢のみに基づく固定的な観念等にとらわれず、意欲や能力に応じて社会を支える重要な一員として、積極的に社会参画できる施策を推進してきました。

在宅介護への支援など行政の実施する福祉サービスの充実に加え、高齢者や障害者など支援を必要としている方々を地域住民が協力して支えていく地域福祉ネットワークづくりを図ってきました。

- ひとり親家庭に対する支援の充実
- 高齢者の生きがい対策の推進
- 高齢者福祉・障害者福祉等のサービス体制の充実

今後の主な課題

- ☞ 核家族化が進行する中、地域で孤立させないことが重要であり、ひとり親家庭等を支えるための各種制度の情報提供や相談体制を整え、状況に応じて利用できるサービスを提供する必要があります。
- ☞ また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの提供と周知に努めるとともに、介護を行う家族への支援や認知症の高齢者の地域における生活を支援するための交流の場が必要です。

③ 貧困等生活上の困難に直面する男女への支援

【これまでの主な取組】

雇用・就業状況の変化、社会情勢が変化する中、生活に困難を抱える人々の状況は、貧困に加え“機会の不平等（教育や就労の機会が得られない）”“地域での孤立化”等、多様化かつ深刻化しています。性別・年齢に関係なく誰もがこれらの状況に陥る可能性があることから、幅広い層への支援を展開してきました。

- 自立を目指す支援策の充実
- 安定した雇用、就労に向けた支援策の充実

今後の主な課題

☞ 様々な困難な状況にある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、雇用促進や啓発活動、経済・生活面で相談対応、情報提供など多面的支援が必要です。

(5)「男女間における暴力の根絶」への取組

① 女性に対する暴力を許さない意識づくり

【これまでの主な取組】

身体的、性的、心理的等様々な形で女性に対する暴力が存在し、基本的人権や自由が侵害されている状況を打破するため、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会のあらゆる分野で高めていくための啓発及び幼少期からの教育に努めてきました。

- 男女間の暴力を許さないという意識啓発
- 法制度の周知及び情報提供

今後の主な課題

☞ あらゆる暴力を許さない意識づくりの継続的な推進が必要です。

② セクシュアル・ハラスメント／DV防止対策の推進

【これまでの主な取組】

女性に対する暴力は家庭内だけでなく、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、その背景には社会的、構造的な問題があります。そのため、暴力を根絶させるための意識啓発を行うとともに、被害者を救済し、相談・支援する体制の整備を進めてきました。

- 相談支援体制の強化・充実
- 関係機関との連携強化

今後の主な課題

☞ 被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係機関との連携を図り、被害者救済や保護、自立支援等、効果的な被害者支援に取り組むことが必要です。

（６）第２次プランの数値目標の達成状況

第２次プランでは、基本目標の達成度合いを測るための客観的な目安として 13 項目の目標指標を設定しました。この目標指標のうち、「市の管理職の女性比率」「特定健診の受診率」を除き、認知度※に関する項目で上昇傾向がみられるものの目標を達成した項目は多くありません。

目標未達成に加え、計画策定前（平成 25 年度）の数値を下回っている項目も見受けられます。未達成の要因を分析するとともに、関連する事業の内容を十分に見直すことなどが求められます。

【評価指標の状況】

基本目標	成果指標（アウトカム指標）			平成 25 年度 実績値	第2次プランの 目標値	令和5年度 実績値
1. 男女共同参画の意識の確立						
男女共同参画社会基本法の認知度				22. 4%	50%以上	21. 8%
女性（女子）差別撤廃条約の認知度				10. 4%	50%以上	14. 7%
男女の地位が「平等である」と考える人の割合	職場	女性	21. 3%	女性・男性 それぞれ 80%	29. 7%	
		男性	26. 8%		32. 0%	
	社会通念	女性	13. 2%		12. 8%	
		男性	23. 2%		20. 3%	
2. 男女がともに働く環境整備の促進						
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度				20. 3%	75%	26. 6%
市の男性職員育児休業取得率				0%	10%	0%
3. 地域活動等あらゆる分野への男女共同参画の推進※1						
自治会長の女性比率				8. 2%	20%	7. 4%
市の審議会等委員の女性比率				25. 0%	40%以上 60%以下	22. 9%
市の管理職の女性比率				16. 3%	25%	26. 9%
4. 男女がともに健やかに安心して暮らせる環境整備の促進※2						
子宮頸がん予防ワクチン接種率				88. 5%	100%	18. 2%
がん検診（子宮がん）の受診率				27. 9%	50%以上	23. 6%
がん検診（乳がん）の受診率				24. 7%		23. 0%
特定健診の受診率				18. 1%	30%	35. 0%
5. 男女間における暴力の根絶						
DV防止法の認知度				39. 8%	100%	48. 4%
公的機関に相談した人の割合				7. 2%	20%	4. 7%

※ 認知度は、令和 5 年 8 月実施の意識調査アンケートによる

※¹ 出典：御坊市総務課（令和 5 年 4 月現在）

※² 令和 4 年度の実績値、集計対象者等が変わり単純比較ができない。

子宮頸がん予防ワクチン接種率⇒対象者（平成 9 年生まれ～平成 22 年度生まれ）での実績
がん検診（子宮がん・乳がん）の受診率⇒20～69 歳での実績

4. 現状と課題からみる今後の方向性

本市を取り巻く現状や住民意識調査、第2次プランの取組状況を踏まえ、本市の男女共同参画を取り巻く課題及び今後の方向性を整理しました。

(1) 社会における男女共同参画の実現

現在、御坊市では少子高齢化が進むとともに、世帯の小規模化、未婚化・晩婚化が進んでおり地域の姿が変容しつつあります。

従来「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が当然視されてきましたが、近年ではこうした考え方を否定する傾向が強く、市民の間に男女共同参画意識が定着している状況がうかがえます。

しかし、現実では『社会通念・慣習・しきたりなど』『政治の場』等の分野で男女平等ではなく男性が優遇されているという意識が強くなっており社会全体としても『男性優遇』と考える傾向が強く、男女共同参画の実現がなされているとは言い難い状況です。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の実現に向けた意識啓発等の取組を更に進めるとともに市民一人ひとりがそれぞれの立場から実践に努め現状を変えていくことが必要です。

また、行政においては第2次プランに位置付けた大半の事業が計画通り進捗したと自己評価したものの、多くの評価指標は未達成となっており、計画策定前（平成25年度）の数値をも下回る結果となりました。特に、審議会等の女性委員の登用は、市の方針決定に多様な市民、男女双方の視点を反映させて施策を実施する上で不可欠なことです。取組が後退しないようにすることは当然として、目標の達成を強く意識した取組が求められます。

また、市女性職員の管理職への登用のための取組やワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取組など、市役所が民間事業者の模範となるための取組を展開することが必要です。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉が『見聞きしたことがある』（内容までよく知っている」「内容も少しは知っている」「聞いたことはある」の合計）が6割を超え、『「仕事」と「家庭生活」と「個人・地域の生活」』を優先して生活したいと考える市民が多く、ワーク・ライフ・バランスの意義が理解されつつあることがうかがえます。

しかし、現実には仕事、家庭生活のいずれか一方を優先させていることが多く、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには家庭内のことを女性（妻）のみが負担するのではなく男女が協力し合いながら取り組むことが不可欠ですが、現実には女性（妻）のみに負担が集中しているという現実が見受けられます。

また、今後は少子高齢化、晩婚化の進行により家庭で育児と高齢者の介護に同時に直面するケースの増加が予想されます。このような中、仕事と生活のバランスを維持できずに離職や女性（妻）のみが過大な負担を強いられることが懸念されます。こうした状況を踏まえ、家庭における男女共同参画の実践を促すとともに保育や介護のためのサービスの充実育児や介護のための休業・休暇を取得しやすくするための環境整備など市民のワーク・ライフ・バランスの実現を支えるための更なる支援が必要です。

（３）働く場等における女性の参画促進と能力向上支援

今後は、少子高齢化により生産年齢人口の急速な減少が見込まれます。一方、未婚化・晩婚化の進行により就労者に占める女性の割合は増加傾向にあり、働く場における女性の存在はこれまで以上に重要となります。従来、建設業等の職場では女性就業者の割合が低い状態でしたが、今後は女性が就労することが少なかった業種についても就労が進むことが考えられます。このような中で、女性活躍推進法が改正され（令和元年）、これまで事業主行動計画の策定義務の対象ではなかった小規模な事業者についても、今後は事業主行動計画の策定とそれに基づいた取組が必要となります。

御坊市でも女性の働き方として、“出産や子育てに一時的に離職することが望ましい”という考えが当然視されてきましたが、“出産・子育て期であっても就労を継続する”という意識が高まっています。御坊市の女性の年齢階級別労働力率は 20 歳代、40 歳代後半～60 歳代の年代で全国や県平均を下回っており、この年代の女性が十分に就労できるようにすることが課題です。

これらの状況を踏まえ、市内の事業者が女性活躍推進法の趣旨を適切に理解し、必要な取組を行うことを市として支援することや、就労する女性の能力向上に向けた支援、出産や子育てによって一時的に離職した女性に対する再就職支援などの取組が必要です。

（４）配偶者等からの暴力の防止をはじめとしたあらゆる人権侵害の根絶

配偶者等からの暴力の被害経験者は、長期的には減少傾向にあると考えられるものの、依然としてアンケート調査回答者全体の 1 割強を占めています。和歌山県内におけるDV相談件数も一定規模で推移していることを考えると、今後もDV被害を根絶するための取組が必要です。

また、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノなど新たな形での暴力も発生しています。その際、「暴力被害の潜在化」、「被害者は女性のみに限らない」等に留意する必要があります。今後は、DVだけではなく、児童虐待、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等、様々な人権侵害について意識することが必要です。

こうした状況を踏まえ、暴力・人権侵害の防止に向けた意識啓発や教育の充実によって被害の発生を防ぐとともに、各種相談窓口の充実や職員の資質向上等、支援体制の強化が必要です。

（５）大規模災害やパンデミック（感染症）を踏まえた取組の推進

東日本大震災、能登半島地震をはじめとして、全国各地で災害が起きています。近年では相次ぐ台風による風水害により和歌山県内でも大きな被害が発生しています。こうした中で、全国各地の被災地では防災対策や災害発生時の避難所において男女共同参画の視点に欠けた運営がなされ、被災者、特に女性が困難を抱えたという問題が生じました。御坊市においても、今後起こりうる大規模な災害の発生に備え、男女共同参画の視点による防災・復興対策の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画を進めることが急務であると言えます。

令和 2 年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、全国を対象とした緊急事態宣言の発令、それに伴う長期間の外出自粛や企業の休業等が行われました。こうした状況の中で、社会を支える必要不可欠な仕事として、医療機関とともに保育所をはじめとした子育て支

援サービスの重要性が再認識されました。現在では一定の回復が見られるものの、本計画策定時点においても引き続き感染拡大について注意を要する状態にあります。今後、感染症の世界的流行を経た後の社会の姿を見据え、市が実施する各種事業のあり方や運営方法等についても見直しを進め、状況の変化を絶えず注視しながら最適な形を追求することが必要です。

また、感染者・医療従事者等に対する偏見や差別の防止、外出自粛や休業といった状況下において発生しがちな生活不安、ストレスによるDV被害等の増加、深刻化などに対応するための仕組みの整備も必要です。

第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

また、上位計画である「第5次御坊市総合計画」（令和3年3月策定）では、目標とする将来の都市像を「人と自然が調和し、笑顔と活力あふれる御坊」としています。

第2次プランでは「一人ひとりが“いきいき”笑顔あふれるまち ごぼう」を基本理念に掲げ、男女共に輝く社会の実現をめざして、様々な施策を推進してきました。

本プランにおいては、社会背景の変化や継続的な課題、新たな課題に加え、国や上位計画の考え方等を踏まえ、次の基本理念を掲げます。

誰もが笑顔でつながり 活力あふれるまち ごぼう

本プランでは、国の男女共同参画基本計画や『SDGs 実施指針[※]』など、近年の男女共同参画を取り巻く動向を考慮した以下の6つの項目を【基本的視点】とします。

この基本的視点とは、本プランで策定・実施される各施策において共通して心掛ける考え方となります。

【基本的視点】

- ①あらゆる人が活躍する社会の実現
- ②家庭生活と地域活動への参画
- ③健康で安心・安全な暮らしの実現
- ④多様な生き方の尊重
- ⑤あらゆる暴力の根絶
- ⑥推進体制の整備・強化

[※]我が国が国内外においてSDGsを達成するために策定した中長期的な国家戦略のことです。平成28年5月に内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官と外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員として設置された「SDGs推進本部」の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成された「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、同年12月に策定されました。令和元年12月には、最新の動向を踏まえた取組の方向性を示すため、実施指針が改定されました。

（２）基本目標

本プランでは基本理念の実現に向けて、５つの基本目標を定めます。その基本目標に連なる施策の方向性を定め、各種の取組を推進します。個々の取組については、既存事業の見直しや新規事業の追加など、環境や制度の変化に対応した取組を推進します。

【基本目標１】

地域社会全体での男女共同参画意識の確立

男女共同参画の普及に向けて、人権尊重の意識づくりを継続するとともに、社会通念や慣習、慣行の見直しなど意識の変革を促進します。また、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実を図り、地域や家庭などあらゆる場面において学習できるよう、様々な学習機会の提供に努めます。更に、男女共同参画に関わる国際的な潮流に沿った規範の獲得を進め、世界に通じる意識づくりに努めます。

関連するSDGsの目標



【基本目標２】

あらゆる分野における男女共同参画推進（女性活躍推進計画）

社会のあらゆる分野での方針決定の場において、女性の参画が充実するよう、啓発を図ります。産業分野では、性別による賃金格差の解消、労働条件の改善等、事業所等での男女共同参画の取組を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組を推進し、仕事と育児・介護との両立支援に取り組みます。この基本目標２に係る取組は、「女性活躍推進計画」として位置付けます。

関連するSDGsの目標



【基本目標３】

ライフステージに応じた健康生活支援

誰もが性別・年齢を問わず活躍できる社会を実現するには、心身の健康維持が重要です。誰もが生涯にわたり健やかに過ごすため、ライフステージに応じた健康づくりへの支援やきめ細かな母子保健サービスを推進します。

関連するSDGsの目標



【基本目標4】

誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

高齢者や障害者、ひとり親家庭や生活困窮者、外国人など誰もが安心できる地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。また、防災・減災分野においても活動への男女共同参画を推進し、地域の防災力向上をめざすとともに、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりをめざします。

関連するSDGsの目標



【基本目標5】

あらゆる暴力の防止と根絶（DV防止基本計画）

様々な機会、場面を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。この基本目標5に係る取組は、「DV防止基本計画」として位置付けます。

関連するSDGsの目標



2. 施策体系

【基本目標1 地域社会全体での男女共同参画意識の確立】

基本的方向性	施策の方向性
(1) 固定的な性別役割分担意識の変革	① 市民への男女共同参画に関する各種情報発信、普及啓発活動の推進★ ② 家庭・地域・職場等における慣習・慣行・制度の変革★
(2) 男女共同参画への理解を深める学習・教育の推進	① 学校・家庭等における教育・学習の推進★ ② 生涯学習の推進★ ③ 女性の参画を促すリーダー養成等の推進★
(3) 家庭・地域での男女共同参画の推進	① 夫婦や家族等で家事・育児等に協力し合う意識づくり★ ② 男性の育児・介護等の家庭生活や家事への参加促進 ③ 地域活動への男女共同参画の促進★ ④ 市民団体等への支援
(4) 学びの場（学習会、メディア等）を通じた人権尊重の推進	① 男女共同参画の視点にたった人権を尊重した表現の推進 ② 幅広い世代を対象としたメディアを活用した男女の人権尊重、男女共同参画の普及啓発の推進 ③ 人権、男女共同参画に関する多様な学習機会の充実★ ④ 性的マイノリティーに対する正しい知識の啓発
(5) 国際理解を通じた男女共同参画意識の推進	① 国際理解と国際交流の推進★

【基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画推進（女性活躍推進計画）】

基本的方向性	施策の方向性
(1) 政策・方針等意思決定過程への女性参画促進	① 各種審議会・委員会等への女性登用の促進★ ② 女性職員の人材育成、女性の積極的登用の促進★
(2) 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり	① 事業者への雇用・労働等に関する法律及び各種制度の周知と活用 ② 能力開発と向上のための支援対策の推進 ③ 農林水産業、商工業等自営業における環境整備の促進

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	① 情報提供や意識啓発による仕事と生活の調和の意識啓発 ② 仕事と生活の調和に向けた環境の整備 ③ 子育て支援サービスの充実★ ④ 介護サービス等の充実★
---------------------	--

【基本目標3 ライフステージに応じた健康生活支援】

基本的方向性	施策の方向性
(1) 生涯を通じた男女の健康生活支援の充実	① 生涯を通じた心身の健康の保持・増進★ ② 健康をおびやかす問題解決の促進★
(2) 母子保健の充実	① 母性保護の啓発や関連サービスの充実

【基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり】

基本的方向性	施策の方向性
(1) ひとり親家庭・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	① ひとり親家庭に対する支援の充実 ② 高齢者の生きがい対策の推進 ③ 高齢者福祉・障害者福祉等のサービス体制の充実★
(2) 貧困等生活上の困難に直面する男女への支援	① 自立をめざす支援策の充実★ ② 安定した雇用、就労に向けた支援策の充実
(3) 防災・減災分野における男女共同参画の推進	① 防災・災害復興における男女共同参画の推進★

【基本目標5 あらゆる暴力の防止と根絶（DV防止基本計画）】

基本的方向性	施策の方向性
(1) 暴力を許さない意識づくり	① あらゆる暴力防止に向けた取組★ ② 暴力防止のための広報・啓発
(2) セクシュアル・ハラスメント／DV防止対策の推進	① 相談支援体制の強化・充実★ ② 関係機関との連携強化★

※★印の項目は、重点施策として設定

第4章 プランの展開

基本目標1 地域社会全体での男女共同参画意識の確立

男女共同参画社会を実現するには、教育・学習を通じて男女共同参画に関する正しい認識と自立と自己実現を求める意識が必要です。人の意識や価値観は幼児期から形成されることから、発達段階に応じた教育を進めるとともに、各ライフステージにおける教育・保育・学習活動が重要です。そのためには、教育や保育の場、家庭、地域における教育・保育・学習活動が重要です。

また、高度情報化社会の中で、メディアを通じた啓発は社会に与える影響も大きく、有効であるため、メディアによる男女の人権尊重の意識づくりを推進することも重要な課題です。

(1) 固定的な性別役割分担意識の変革

男女が互いを尊重しつつ個性と能力を発揮する社会を実現するために、男女共同参画の趣旨の理解に努め、身の回りの固定的な役割意識を認識し、一つひとつ見直していくことが必要です。そのために、男女共同参画に関する情報の収集、発信に努め、必要なところに適切な情報が届くよう施策を展開していきます。

① 市民への男女共同参画に関する各種情報発信、普及啓発活動の推進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 男女共同参画に関する拠点機能の整備 ○ 各種情報の発信、学習講座等の実施、普及啓発	人権・男女共同参画推進室
○ 「広報ごぼう」、ホームページ等の活用 ○ 男女共同参画に関する状況や制度、取組み等の情報提供、啓発活動	人権・男女共同参画推進室 秘書室
○ 家庭や職場での男女共同参画をテーマにした講演会等の学習機会の提供	人権・男女共同参画推進室
○ 「男女共同参画週間」「人権週間」での広報、啓発活動	人権・男女共同参画推進室

② 家庭・地域・職場等における慣習・慣行・制度の変革（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 慣習・慣行・制度を見直すための啓発活動の促進	人権・男女共同参画推進室
○ 男女共同参画に係る各種資料・情報の収集と提供	人権・男女共同参画推進室

(2) 男女共同参画への理解を深める学習・教育の推進

男女が固定的な役割意識にとらわれることなく、お互いに尊重しいきいきと生活を営むためには、学校や地域、家庭などにおいて男女共同参画の意識を浸透させる適切な教育や啓発が重要になります。そのため、固定的な役割意識の少ない若い世代に、関心をもって理解してもらう施策を展開していきます。教育・保育の場、家庭、地域において、男女平等を推進

する教育、保育の充実と推進を図ります。

① 学校・家庭等における教育・学習の推進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 一人ひとりの個性や能力の尊重	教育総務課
○ 人権の尊重、男女平等、相互理解についての学習、指導の充実	教育総務課 生涯学習課
○ 男女共同参画の視点に立つ、学校行事やPTA活動の促進	人権・男女共同参画推進室

② 生涯学習の推進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 子どもから高齢者に至るまでの、市民の学習機会の拡充	生涯学習課
○ 各種研修会、懇談会等による情報の交換、収集、提供を推進	生涯学習課
○ 「広報ごぼう」やマルチメディア等の活用 ○ きめ細かい生涯学習情報の提供推進	生涯学習課
○ 市民の多様な学習ニーズへの対応 ○ 地域コミュニティセンターや隣保館等を活用した事業の充実	生涯学習課 人権・男女共同参画推進室
○ 市民の自主的、自発的な学習グループの支援と育成	生涯学習課
○ 生涯学習の指導者の育成と発掘	生涯学習課

③ 女性の参画を促すリーダー養成等の推進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 国や県等が開催する研修会、講座等への参加の促進	人権・男女共同参画推進室
○ 地域社会における活動リーダーの養成	人権・男女共同参画推進室
○ 団体等の交流の場や機会の充実	人権・男女共同参画推進室

（３）家庭・地域での男女共同参画の推進

少子化、核家族化、地域での連帯意識の希薄化等の中で、子育てや介護の責任を一人で担い、孤立感、閉塞感に悩む女性も少なくありません。また、男性側は、家庭における父親の役割を蔑ろにしている点が多く、父親の家事・育児に関わる時間は母親に比べて少ない状況です。各種研修会等において、家庭生活における責任を男女がともに担う意識を高め、男性の家事、育児、介護に関する技術習得等を支援します。

また、男女共同参画を推進する団体等の活動を支援するとともに、育成にも努めます。

① 夫婦や家族等で家事・育児等に協力し合う意識づくり（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 家庭生活に対しても責任を持つことができる広報・啓発活動の促進	人権・男女共同参画推進室
○ 子育て講座等の家庭教育に関する学習機会の提供	人権・男女共同参画推進室
○ 長時間労働の抑制など、働き方の見直し促進 ○ 男性の子育てについての理解を深める取組を推進	社会福祉課 健康福祉課

② 男性の育児・介護等の家庭生活や家事への参加促進

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 男性の家庭生活における自立を促すための学習機会の提供	人権・男女共同参画推進室
○ 生活面での自立に必要な基礎的な生活技術を習得できる学習機会の提供 ○ 健全な食生活のための食育の推進	生涯学習課 健康福祉課

③ 地域活動への男女共同参画の促進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 男女の地域活動への参画についての広報・啓発活動	関係各課
○ 地域コミュニティ活動や隣保館等を活用した事業の充実及びそれらへの男性の参画促進	生涯学習課 人権・男女共同参画推進室
○ ボランティアの育成・活用、学習機会の提供及びそれらへの男性の参画促進	生涯学習課
○ 青少年の地域社会活動への参加促進、リーダーの育成	生涯学習課
○ 地域活動、ボランティア活動などへの男性の参画促進のための啓発 ○ シニア世代（50 歳代～60 歳代）の男性の地域活動への支援	関係各課

④ 市民団体等への支援

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 女性団体やグループの交流の場や機会充実、団体等の活動の促進	関係各課

（４）学びの場（学習会、メディア等）を通じた人権尊重の推進

市広報、新聞、テレビ等メディアを通じた啓発は有効です。しかし、社会に与える影響も大きいことから、媒体に携わる人々が男女の人権尊重意識を持つことが重要です。

市の発行する刊行物については、男女の人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現に努めるとともに、男女の人権尊重及び男女共同参画に関する意識啓発を推進するための学習機会の充実に努めるとともに、性的マイノリティ（性的少数者）に関する正しい知識の普及に努めます。

① 男女共同参画の視点にたった人権を尊重した表現の推進

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 市刊行物において男女共同参画の視点に立った表現	関係各課
○ 「表現のガイドライン」等をホームページ等で周知・啓発及び市職員への周知・徹底	人権・男女共同参画推進室

② 幅広い世代を対象としたメディアを活用した男女の人権尊重、男女共同参画の普及啓発の推進

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 広報紙及びホームページ等によるきめ細やかな情報提供及び広報活動	人権・男女共同参画推進室 秘書室

③ 人権、男女共同参画に関する多様な学習機会の充実（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 人権、男女共同参画に関する講座・講演会の開催、調査・研究事業等の充実	人権・男女共同参画推進室
○ 女性のキャリア形成支援の観点からの関係機関との連携・共働	
○ メディア・リテラシーに関する教育、学習機会の充実	人権・男女共同参画推進室

④ 性的マイノリティーに対する正しい知識の啓発

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ パンフレットの活用や講演会等を通じて「LGBT（Q+）」など性的マイノリティー（性的少数者）に関する正しい知識の啓発	人権・男女共同参画推進室

（５）国際理解を通じた男女共同参画意識の推進

男女共同参画に関連した国際社会の動向について、国・県と連携して情報収集・提供の充実を図るとともに、私たち一人ひとりが、国際交流や国際協力を通じて互いの文化や国民性に対する理解を深め、抱えている問題をともに考えながら、国際社会の一員であるという認識を持って、男女共同参画意識を高めていきます。

男女共同参画に関する国際的な動向についての理解が深まるよう、情報収集や情報提供を行います。また、多文化共生に関する学習機会や交流を充実させ、国際的視野からの男女平等意識の理解を促します。

① 国際理解と国際交流の推進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 男女共同参画社会の実現に向けた、国際社会の様々な情報の収集と提供	企画課
○ 国際性豊かな人材育成のため、学校教育における語学教育や異文化理解	教育総務課
○ 各種イベントを活用した在住外国人と市民の交流促進	企画課
○ 外国人のための相談窓口の充実	関係各課

基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画推進（女性活躍推進計画）

様々な意思決定の過程において、男女が対等な立場で参画していくことが、男女の意見を反映した社会の実現につながります。そのため、審議会等の委員や本市の管理職等において、女性がこれまでよりも登用されることを促し、政策・方針決定の過程において、性別による偏りが少ない環境の実現をめざします。

男女が、それぞれの希望に応じて働くことができ、ワーク・ライフ・バランスの調和のとれた生活を実現するためには、男女が性差によって不当な扱いを受けることがなく、多様な働き方を選択できる環境づくりが重要となります。そのため、男女共同参画や労働に関する各種制度や法令を市民、事業者の双方に周知するとともに、それらの制度利用を促していくことが必要です。

また、男女がともに働きやすい環境整備に向け、性別に由来する不当な取り扱いや、各種ハラスメントの防止に向けた啓発を行うことが必要です。

（１）政策・方針等意思決定過程への女性参画促進

市政に男女の多様な考え方を反映させるため、市の審議会等の委員における女性登用率を設定し、女性参画を推進します。

① 各種審議会・委員会等への女性登用の促進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 各種審議会・委員会等の委員への女性の登用	関係各課
○ リーダー研修等を通じての人材の育成と発掘	関係各課
○ 女性自身が政策等決定の場に参画する意識を高めるための啓発	関係各課

② 女性職員の人材育成、女性の積極的登用の促進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 市職員に対する専門研修、職務別研修等各種研修の充実、女性市職員の管理職等への登用	総務課
○ 民間企業や団体に対する、女性の職域拡大等を促進するための一層の啓発	関係各課

（２）雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり

雇用分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮することのできる機会と公平な待遇が確保されるよう、雇用に関する様々な制度の周知を進めるとともに、能力を十分に発揮することのできる就労環境の整備が、人材の有効活用や経営の効率化につながるという意識啓発を推進します。

① 事業者への雇用・労働等に関する法律及び各種制度の周知と活用

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 男女の均等な雇用機会と待遇の確保についての法制度の周知・啓発の促進	商工振興課
○ 育児休業・介護休業制度の活用についての周知・啓発	人権・男女共同参画推進室 商工振興課
○ セクシャルハラスメントの防止についての啓発	人権・男女共同参画推進室 商工振興課
○ 労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び健康管理の啓発	健康福祉課 商工振興課
○ パートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法等の情報提供	商工振興課

② 能力開発と向上のための支援対策の推進

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 能力開発と技術向上のための情報提供	商工振興課
○ 起業家に対するセミナー等の学習機会の情報提供	商工振興課

③ 農林水産業、商工業等自営業における環境整備の促進

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性の地位向上に向けての啓発	農林水産課 商工振興課
○ 労働時間の適正化や休暇の取得等の就業環境整備についての啓発	農林水産課 商工振興課
○ 女性が知識や技術、経営管理能力を習得できる研修会等の学習機会の提供	農林水産課 商工振興課
○ 地域特産物を活かした活動等を通じての、男女が共に参画できる環境づくり	農林水産課 商工振興課

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共にライフスタイルに応じて仕事、家庭生活、地域活動に参画することが企業や経済社会の活性化や個人のゆとりある生活の充実につながるという意識啓発を推進します。

① 情報提供や意識啓発による仕事と生活の調和の意識啓発

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 女性の積極的登用やワーク・ライフ・バランスに取り組む事例紹介及び有効性についての企業への啓発	人権・男女共同参画推進室
○ 次世代育成支援対策推進法等の広報・啓発	社会福祉課

② 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 育児・介護休業法や労働基準法の改正についての広報・啓発、情報提供	人権・男女共同参画推進室 商工振興課
○ 育児・介護休業制度の周知徹底 ○ 年次有給休暇を含めた各種休暇を取りやすい環境の整備	商工振興課
○ 育児休業を取得した市職員に対する職場復帰のための情報提供・支援 ○ 子育て期にある市職員に対する積極的な支援	総務課

③ 子育て支援サービスの充実（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 乳児保育、延長保育、一時保育等ニーズに適應した保育内容の充実	社会福祉課
○ 保育園、子育て支援センターによる育児相談事業、交流活動事業の推進	社会福祉課
○ 家庭、幼稚園、保育所（園）等の関係機関の連携強化	社会福祉課 教育総務課
○ 保健師・保育士等による育児相談の充実	社会福祉課 健康福祉課
○ 子育てサロン、子育て講座の充実	健康福祉課
○ 地域ぐるみで子どもの育成	社会福祉課 教育総務課、生涯学習課

④ 介護サービス等の充実（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 家族介護者の健康管理の観点からの訪問指導事業、健康相談事業の推進	健康福祉課 介護福祉課
○ 在宅介護世帯に対する心身のリフレッシュ支援や交流事業、介護教室事業の推進	介護福祉課
○ 介護保険制度の周知徹底	介護福祉課

基本目標3 ライフステージに応じた健康生活支援

生涯にわたる健康づくりを進めるにあたっては、性差や年齢差に留意することが重要です。特に女性では、妊娠や出産など女性特有のイベントを経験することが考えられ、思春期から高齢期まで、ライフステージの変化に伴う身体の変化が大きくあります。

また、男女それぞれ、性別固有の疾病になる可能性があるため、生涯にわたる健康や妊娠・出産の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について男女がともに理解することが重要です。そのため、個人が性について理解するための機会を提供するとともに、性差やライフステージに応じたきめこまやかな健康づくりを支援していきます。

（１）生涯を通じた男女の健康生活支援

心身及びその健康についての正確な知識・情報を得るための学習機会の提供や健康の維持・向上に向け、男女が生涯を通じて健康で過ごせる環境づくりを推進します。

① 生涯を通じた心身の健康の保持・増進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 健康教室・健康相談の開催 ○ 生活習慣改善指導や生活習慣病予防、介護予防に関する知識の普及啓発	健康福祉課
○ 健康診査項目の充実 ○ 未受診者の受診勧奨と精密検査の受診率の向上	健康福祉課
○ 性差、ライフステージに応じた健康教育の推進	健康福祉課
○ 生涯を通じてスポーツに親しめる環境整備	健康福祉課 生涯学習課

② 健康をおびやかす問題解決の促進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ エイズや性感染症などの健康に甚大な影響をもたらす疾病に対する正しい知識の普及啓発	健康福祉課
○ 薬物乱用による弊害についての啓発・対策	健康福祉課

（２）母子保健の充実

母子保健サービスの充実や女性の母性保護や健康管理の啓発に取り組み、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援し、不妊、扶育に対する支援制度等の周知を図ります。

① 母性保護の啓発や関連サービスの充実

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 母性と母性保護の重要性について啓発活動の促進	健康福祉課
○ 母子の健康の保持増進	健康福祉課
○ 疾病の予防対策の実施	健康福祉課

基本目標 4 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、各種支援制度の情報提供や自立支援のための経済的支援の充実に努めます。

高齢者や障害者、外国人、貧困状態にあるなど困難を抱えている人が地域社会の一員として安心して暮らし続けることができるようにするため、身近な地域での支援体制の整備や相談体制の充実など、必要な支援に努めます。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域防災力の向上を図ります。

(1) ひとり親家庭・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

家庭生活における自立を図るとともに、社会を支える一員として地域とのつながりを深めるための取り組みを推進します。

介護にかかる負担を軽減するため、介護サービスや障害福祉サービスの充実に努めるとともに、相談体制の拡充、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ります。

① ひとり親家庭に対する支援の充実

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 社会的な自立のための相談事業の充実	社会福祉課
○ 児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金等の支給	社会福祉課

② 高齢者の生きがい対策の推進

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 地域社会を基盤とした高齢者の生きがい対策の推進	介護福祉課
○ シルバー人材センターの活動支援を通じた高齢者の社会活動の促進	介護福祉課
○ 老人クラブ等の育成	介護福祉課
○ 高齢者が行う地域活動やサークル活動支援 ○ 学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進	介護福祉課
○ 地域でのお互いが支えあうことができる環境作り	介護福祉課

③ 高齢者福祉・障害者福祉等のサービス体制の充実（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 地域包括ケアの推進によるひとり暮らしの高齢者支援	介護福祉課
○ 保健・医療・福祉の連携による地域での自立した生活を支える施策の推進	社会福祉課 健康福祉課、介護福祉課

（２）貧困等生活上の困難に直面する男女への支援

雇用情勢の厳しさが増す際には、不安定な雇用が増加し、生活困難に陥るリスクが高まることから、幅広い層への支援を展開していきます。

① 自立をめざす支援策の充実（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 離職者等への就職機会の創出の推進や生活安定対策の推進	商工振興課 社会福祉課
○ ひとり親家庭等に対する就業支援	社会福祉課
○ 性別や年齢にとらわれない就業の機会等の確保・啓発	商工振興課

② 安定した雇用、就労に向けた支援策の充実

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 働きやすい環境づくりの支援	商工振興課
○ 育児や介護等により離職していた者への再就職のための情報提供等の推進	人権・男女共同参画推進室
○ 事業主への安定雇用に向けた啓発	商工振興課
○ 雇用における関係機関との連携促進	商工振興課

（３）防災・減災分野における男女共同参画の推進

防災にかかわる意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍できるようにするため意識の啓発に努め、自主防災組織への女性の参画を促します。

平常時から防災における男女共同参画について意識し、災害発生時の避難所の運営に女性の視点を取り入れるための準備を進めます。

① 防災・災害復興における男女共同参画の推進（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、避難行動要支援者への配慮	防災対策課
○ 被災時の男女のニーズの違いをふまえた防災意識の普及啓発・支援体制の整備	健康福祉課、社会福祉課 介護福祉課
○ 男女のニーズの違いに配慮した防災計画や各種マニュアル作成等	防災対策課

基本目標 5 あらゆる暴力の防止と根絶（DV防止基本計画）

配偶者・パートナーとの間の暴力（DV〔ドメスティック・バイオレンス〕）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは主に家庭内という外部からの発見が困難な場所で起きやすいという特性があるため、被害の深刻化と潜在化が懸念されます。また、交際相手からの暴力の問題も深刻化しており、子どものころからの暴力防止教育の必要性が高まっています。

暴力は犯罪をも含む重大な人権侵害であることや様々な暴力の形態について周知するとともに、相談しやすい相談体制の整備や関係機関と連携した被害者支援を実施できる体制づくりを進めます。

（１）暴力を許さない意識づくり

DVが重大な人権侵害であることを認識し、あらゆる形態の暴力の防止に向け、学校、地域、事業所等に対する啓発活動及び学習機会の提供を行います。

① あらゆる暴力防止に向けた取組（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ あらゆる暴力を根絶するため、広報等を活用した啓発活動の推進	人権・男女共同参画推進室
○ 性や暴力に関する有害環境の浄化活動の促進	人権・男女共同参画推進室
○ 学校教育において人権尊重に関する教育の充実	教育総務課

② 暴力防止のための広報・啓発

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 「DV防止法」や「ストーカー規制法」などの周知徹底	人権・男女共同参画推進室
○ 人権侵害であるDVについての正しい認識の醸成	人権・男女共同参画推進室 秘書室
○ セクシュアル・ハラスメントやDVに関する講座等の開催	人権・男女共同参画推進室

（２）セクシュアル・ハラスメント／DV防止対策の推進

DVについて関係機関と連携して被害者への相談体制等の整備と支援の充実を図るとともに、被害者及びその家族の一時保護、自立に向けて、市の関係部局、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、女性相談所、児童相談所などの関係機関との連携による被害者及びその家族の支援を行います。

① 相談支援体制の強化・充実（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 人権擁護を前提とした相談・支援を行う体制の充実	人権・男女共同参画推進室 社会福祉課
○ 女性相談センター・警察等関係機関と連携し、適切な保護・支援	関係各課
○ 脱暴力支援として悩みの相談等の開催	人権・男女共同参画推進室

② 関係機関との連携強化（★重点施策）

【具体的事業・取組内容等】	【担当課】
○ 関係機関との情報交換・連携のための「対策連絡会議」の設置	関係各課
○ 支援現場からの報告や講演など DV に関する庁内職員研修の実施	
○ 県との連携や市の関係機関、警察等との連携によるネットワーク体制の充実	関係各課

第5章 推進体制

1. プランの推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、第3次御坊市男女共同参画プランの効果的な推進を図るため、庁内外における推進体制を充実させるとともに、男女共同参画社会の推進に取り組んでいる市民や事業者、地域団体やNPO等の各種団体などとのパートナーシップを深め、市民と行政が一体となって計画を推進し、理解の層を広げます。また、プランの実効性を高めるために、関係部局との連携を図りながら、適切な進行管理を行います。

さらに、国・県・関係機関とも情報交換や連携を図り、動向を的確に把握しながら、プランの円滑な推進に努めます。

（１）庁内推進体制の強化

男女共同参画に関する関係部署の施策の一体的な推進を図るため、全庁にわたる横断的な推進組織として、「男女共同参画庁内推進委員会（仮称）」の組織化を進めます。

（２）御坊市男女共同参画推進懇話会の設置

男女共同参画施策の充実及び推進を図るため、学識経験者、関係団体代表者、公募市民等で構成される「男女共同参画推進懇話会」を設置します。

（３）国・県・近隣市町村等との連携

国・県・近隣市町村との行政相互間の連携を強化し、地域における各種団体と連携する仕組みをつくり効果的な施策を推進します。

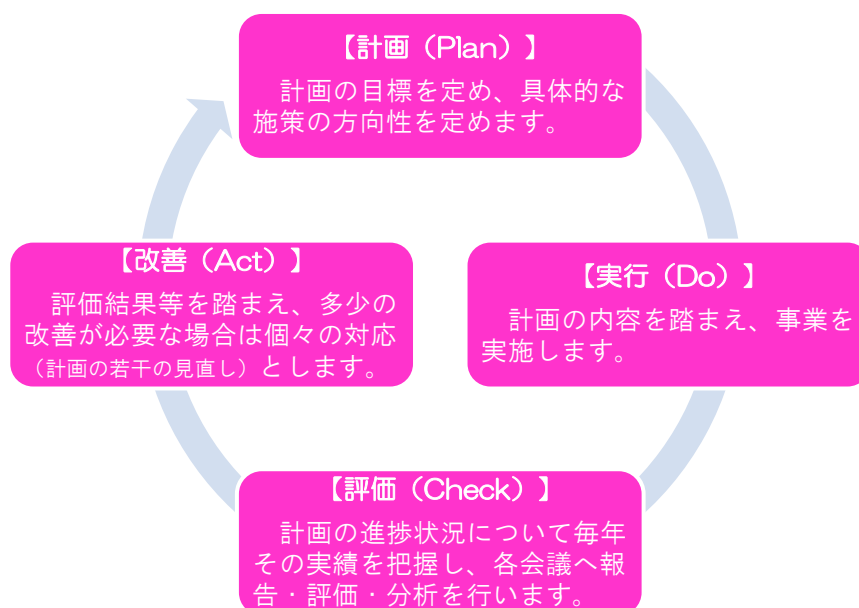
2. プランの進行管理

（１）御坊市男女共同参画推進懇話会による点検・評価

学識経験者、関係団体代表者、公募市民等で構成される「男女共同参画推進懇話会」において本プランの進捗状況を報告し、男女共同参画の推進に必要な事項についての意見を求め、取組に反映させます。

（２）進行管理

本プランの推進にあたっては、「男女共同参画推進懇話会」において「PDCA」の観点から確認・評価を行い、計画の進行管理にかかる実効性や透明性の確保に努めるとともに、今後の国や和歌山県の施策動向を注視し、社会・経済情勢等の変化も見極めながら、各種施策の改善・見直しを行っていきます。なお、その情報を市ホームページに掲載することなどにより、幅広く市民に周知します。



3. 数値目標の設定

計画の進捗状況を把握し、点検・評価・改善プロセスを明確にするため、「成果指標（アウトカム指標）＝取組の結果、“何”が“どのように”なったか」を設定します。

基本 目標	成果指標（アウトカム指標）	現状	目標値 (令和15年度)
1. 地域社会全体での男女共同参画意識の確立			
	固定的な性別役割分担意識の肯定率	25.5% (令和5年8月)	10%
	男女の地位が「平等である」と考える人の割合	家 庭 34.0% (令和5年8月)	40%
		職 場 30.6% (令和5年8月)	40%
		社会通念 15.9% (令和5年8月)	30%
2. あらゆる分野における男女共同参画推進			
	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	26.6% (令和5年8月)	50%
	(市) 男性職員育児休業取得率	0% (令和5年4月)	10%
	自治会長の女性比率	7.4% (令和5年4月)	15～20%
	(市) 審議会等委員の女性比率	22.9% (令和5年4月)	40%
	(市) 管理職の女性比率	26.9% (令和5年4月)	30%
3. ライフステージに応じた健康生活支援			
	子宮頸がん予防ワクチン接種率	18.2% (令和4年度)	60%
	子宮がん検診の受診率	23.6% (令和4年度)	50%
	乳がん検診の受診率	23.0% (令和4年度)	50%
	特定健診の受診率	35.0% (令和4年度)	60%
4. 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり			
	消防団員の女性比率	4.3% (令和5年度)	10.0%
	「ごぼう総活躍のまち講座」受講者数（人/年）	48 人 (令和5年6月)	200 人
5. あらゆる暴力の防止と根絶			
	D Vを受けたことがある人の割合	12.2% (令和5年8月)	0%
	D V防止法の認知度	48.4% (令和5年8月)	60%
	公的機関に相談した人の割合	4.7% (令和5年8月)	20%

□令和5年8月時点の数字は、住民意識調査結果より

参考資料

1. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会条例

（設置）

第1条 本市における男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画として、御坊市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、御坊市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、プランの策定に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 関係団体の代表者又は関係団体から推薦を受けた者
- （3） 公募による市民
- （4） 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第4条 委員の任期は、委嘱の日から審議結果を市長に報告したときまでとする。

（会長及び副会長）

第5条 委委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課人権・男女共同参画推進室において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（御坊市青少年問題協議会条例の廃止）

- 2 御坊市青少年問題協議会条例（昭和29年条例第12号）は、廃止する。

2. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

【会長・副会長以下は、50音順/敬称略】

氏 名	区 分	所属等
◎ ふるたに もりゆき 古谷 守幸	行政関係代表者	御坊市役所総務課
○ き とし み や こ 木戸地 美也子	市民団体代表者	ウイズ・ア・スマイル
あさい りょうじ 浅井 了二	人権団体代表者	御坊市人権啓発推進協議会
おかもと つねお 岡本 恒男	福祉関係代表者	御坊市社会福祉協議会
さかもと ひとし 阪本 仁志	人権団体代表者	御坊人権擁護委員協議会
しば みつひろ 芝 光洋	企業関係代表者	紀州農業協同組合
にしもり や よ み 西森 八夜美	民生委員代表者	御坊市民生児童委員連絡協議会
はまがみ おさむ 濱上 修	教育関係代表者	御坊市校長会
やまさき きょうへい 山崎 恭平	学 識 経 験 者	

※◎会長

○副会長

■計画策定アドバイザー：和歌山大学経済学部 教授 金川 めぐみ

3. 計画の策定経過

年月日	内容
令和5年 6月6日（火）	【第1回策定委員会】 - 男女共同参画プラン策定業務概要について - 住民意識調査項目・内容について - 統計でみる基礎資料 - その他
令和5年 7月～8月	【住民意識調査の実施】 - 配布：1,000 件 - 回収：353 件（回収率：35.3%）
令和5年 10月～11月	【進捗状況調査の実施】 - 庁内関係各課において第2次プラン進捗状況を自己点検・評価 - 関係機関・団体へのヒアリング
令和5年 12月5日（火）	【第2回策定委員会】 - 住民意識調査集計結果について - 第2次プランの進捗状況について - 第3次男女共同参画プラン骨子（案）について - その他
令和6年 1月23日（火）	【第3回策定委員会】 - 第3次男女共同参画プラン（素案）について - パブリックコメントの実施について - その他
令和6年 1月29日（月） ～2月9日（金）	【パブリックコメントの実施】 意見数：0 件
令和6年 2月29日（木）	【第4回策定委員会】 - パブリックコメントの結果について - 第3次男女共同参画プランの最終案について

4. 用語解説

あ行

【SDGs】※p2

- ・ SDGsとは「Sustainable Development Goals」の頭文字をとった言葉で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳す。2030年までにより良い世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

【M字カーブ】※p12

- ・ 女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年齢階層別に表すと、30歳代前半をボトムとするM字カーブを描くことから、女性の働き方をM字型曲線という。結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルの現われである。

【エンパワーメント】※p2

- ・ 自らの意識と能力を高め、力（パワー）をつけること。女性のエンパワーメントは、社会のあらゆる分野で、女性が社会的、経済的、政治的、文化的に自らの意識と力を高め、その能力を発揮していくことをいう。

か行

【合計特殊出生率】※p9

- ・ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するものである。

【固定的な役割分担意識】※p16

- ・ 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方である。

さ行

【ジェンダー】※p2

- ・ 生物学的・生理学的な性の違い（セックス）に対して、生まれた後に後天的に身についた社会的・文化的な性差をいう。「男らしさ、女らしさ」や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定的な考え方はジェンダーによるもの。

【性的少数者】※p45

- ・ 性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数者）であることにより、様々な不利益を被っている人々。身体的な性（性染色体・生殖腺・性器によって決まる性）、性自認（自分を男性あるいは女性であると思うか、そのどちらでもないと思うかなど）、性的指向（性愛の対象が異性に向かうか、同性に向かうか、両性に向かうかなど）により、人それぞれに異なる。

【セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）】※p21

- ・ 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことである。

【SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）】※p36

- ・ 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことである。

た行

【DV（ドメスティック・バイオレンス）】※p1

- ・ 配偶者やパートナー等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的・子どもを巻き込んだ暴力も含まれる。

ま行

【メディア・リテラシー】※p27

- ・ リテラシーとは「読み書き能力」と訳され、主体的に読み解き、判断・選択し使いこなす能力をいう。メディア（媒体）から発信される情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力やメディアを適切に選択し、また自ら発信する能力を身につけることが重要となる。

ら行

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】※p50

- ・ 平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

【リベンジポルノ】※p36

- ・ 元配偶者や元交際相手などの性的画像や動画を復讐や嫌がらせ目的で被撮影者の同意なしに公表する行為である。

【労働力率】※p12

- ・ 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合のことである。

わ行

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】※p1

- ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

第3次御坊市男女共同参画プラン

～誰もが笑顔でつながり 活力あふれるまち ごぼう～

発 行 日：令和6年（2024年）3月

編 集・発 行：御坊市 市民福祉部 社会福祉課

人権・男女共同参画推進室

〒644-8686

和歌山県御坊市藺350

Tel 0738-23-5508 Fax 0738-24-2390